

平成20年第1回  
利根町議会定例会会議録 第3号

平成20年3月10日 午前10時開議

1. 出席議員

1番	能登百合子君	8番	佐々木喜章君
2番	高木博文君	9番	今井利和君
3番	西村重之君	10番	五十嵐辰雄君
4番	白旗修君	11番	会田瑞穂君
5番	守谷貞明君	12番	飯田勲君
6番	高橋一男君	13番	若泉昌寿君
7番	中野敬江司君	14番	岩佐康三君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町長	井原正光君
総務課長	福田茂君
企画財政課長	秋山幸男君
広域行政推進室長	木村克美君
税務課長	矢口功君
町民生活課長	高野光司君
健康福祉課長	師岡昌巳君
経済課長	石塚稔君
都市建設課長	飯田修君
会計課長	蛭原一博君
教育長	伊藤孝生君
教育委員会事務局長	鬼沢俊一君
水道課長	飯塚正夫君

1. 職務のため出席した者の氏名

議会事務局長	吉浜昇一
書記	弓削紀之

## 1. 議事日程

---

### 議 事 日 程 第 3 号

平成20年3月10日(月曜日)

午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

#### 1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

---

午前10時00分開議

議長(岩佐康三君) おはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これから議事日程に入ります。

---

議長(岩佐康三君) 日程第1、一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

1番通告者、13番若泉昌寿君。

[13番若泉昌寿君登壇]

13番(若泉昌寿君) おはようございます。

私、久々に1番通告として、またトップバッターとして質問させていただきます。

今回は、2点質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、質問に入ります。

まず1点目、農業政策についてお伺いをいたします。

利根町は、昔から稲作を中心に栄えてきた町でございます。私も、昭和33年に中学校を卒業してから、長男として生れた関係もあり、農業に従事してまいりました。あのころの稲作は、田を耕すのは馬また牛の力をかりて、あとの作業はほとんど人力でございました。それでは、少しでも収穫を上げようと一生懸命働いたものでございます。

昭和40年代に入ってから、耕運機、稲刈り機、田植え機、その他の機械等が導入され、体の方と作業は大分楽にはなってきましたが、その反面、お金の方が厳しくなりました。

農機具の代金を払うため、多くの方々は、一日も早く農作業を終わらせて、主に建設関係の作業員として働いたものでございます。その後は、国の減反政策で、各農家へ耕作面積に応じて減反を強いられ、稲作農家は、ますます厳しくなりました。

現在、農業をやっている方は、ほとんどの方が60歳前後の方で、このままでは利根町で農業をやる方がいなくなるおそれがあります。現在、組合組織で農業をやっている等々頑張っている方々がありますが、今後利根町の農業を守っていくためには、担い手を育てていかなければならないことと思います。利根町として、これからの農業政策をどのように考えているのでしょうか、下記のことについてお伺いをいたしたいと思います。

まず1点目、平成20年度の利根町減反面積は何ヘクタールなのか、昨年と比べてふえた面積はどれくらいなのか、お伺いいたします。

2点目、現在、減反が行われているのは東文間地区がほとんどだと思います。他の地区、文間地区、文地区、布川地区では、どれくらいの減反が行われているのか、お伺いをいたします。

3点目、北部地区——文間地区ですね——の基盤整備についての進捗状況をお伺いしたいと思います。

4点目、文地区、布川地区の基盤整備の話は出ておりますが、現在の状況をお伺いしたいと思います。

大きな2点目でございます。

学校給食について、お伺いをいたします。

利根町の学校給食は、自校方式で行っております。茨城県内でも、5本の指に入ると言われているほどおいしい給食でございます。安全でおいしい給食が子供たちに配食されております。

しかし、少子化が進み、昨年度は、中学校が統合され利根中1校となり、本年度は、4月から、布川小学校、太子堂小学校が、文間小学校と東文間小学校も統合され、文小を入れて3校に減り、中学校が1校、小学校が3校となりますが、給食について、下記の件についてお伺いをいたします。

一つ、給食は、今までどおり自校方式で行うのか伺います。

一つ、4月からは、今までの職員、臨時職員——給食関係のみでございます——の人数は多すぎると思いますが、その対応はできているのか伺います。

一つ、給食費未払いのことで問題になっておりますが、利根町の現状をお伺いいたします。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 若泉昌寿君の質問に対する答弁を求めます。

町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） それでは、若泉議員の質問にお答えをいたします。

まず、今後の農業政策についてでございますが、利根町のような稲作地帯では、平成7年に施行されました食糧法、及び平成16年度に施行されました改正食糧法によりまして大きな変化を迎えることとなりました。平成6年度までの食糧法では、米の流通の仕方が、農家が政府に米を供出して、政府から消費者に流れていたものが、新たに政策では、農家やJA自身が直接消費者に販売できるようになったことでございます。またそれに伴い、政府が決めていた義務的な減反の割り当てから、生産地ごとに売れる量の目標を決める制度に変わりました、平成19年度から、農業者及び農業団体が主体的に生産調整を進めるシステムに移行したわけでございます。。

町といたしましても、今後農業に努力している農家の人たちの農業経営が成り立つよう、農地の集約化、農作物の安定価格など、さまざまな面で農業を支えつつ、中でも農業の基盤である農地の基盤整備事業を大きな柱と位置づけ、農業政策また町の振興を図ってまいりたいと考えます。そこで質問の、20年度の利根町の減反面積は何ヘクタールなのか、昨年と比べてふえた面積はということでございます。

まず、転作目標面積でございますが、平成16年から平成18年度までは、販売実績に基づいてつくる数量が配分され、それに基づき目標面積を提示していましたが、先ほど申し上げましたが、平成19年度からは、農業者及び農業団体が主体に需給調整を行うことになり、県の需給数量などの情報をもとに、各地水田農業推進協議会で需給数量を決めまして、それによって、利根町地域水田農業推進協議会で、各農家へ転作目標面積として配分しているところでございます。県の情報で示された県の需給数量ですが、平成19年度は3,873トン、20年度は3,708トンで、165トン減っております。それを換算した転作目標面積は、平成19年度が420ヘクタール、平成20年度が450ヘクタール、34ヘクタール増になっております。つまり米の需給数量が減るということは、転作面積がふえるということになります。

平成16年度から今までのような達成、未達成の判定がなくなりましたが、協力する農家と協力しない農家がはっきり分かれておりまして、ここ数年、過剰作付になっております。平成20年1月に改正された生産調整実施要綱の中に、目標面積の判定が加わり、不利な取り扱いを受けるなどペナルティーを設けているため、今後、米価の安定を望むためにも、生産調整に協力していない農家に対して引き続き協力していただけるよう要請していくことになるかと思えます。

二つ目の文間、布川地区での減反でございますが、平成19年度における各地区の転作実施面積は、文地区が約57ヘクタール、目標面積の66.8%、布川地区が約20ヘクタール、目標面積の52.2%、文間地区が40ヘクタール、目標面積の34%、東文間地区が185ヘクタール、目標面積の107.7%の実績になっております。利根町全体では302ヘクタールで、目標面積の73%、そのうち基盤整備を行った東文間地区が61%を占めております。議員ご指摘のとおりでございます。

三つ目の利根北部地区基盤整備事業の進捗状況であります。今年度は、調査業務といたしまして、基盤整備事業計画調査業務及び換地事前調査業務を実施中であります。また、計画策定業務といたしまして、計画予定地の生産体系調査を行う田園環境整備計画、及び計画予定地の営農構想等を計画した営農計画書を現在策定中であります。

今後の予定であります。基盤整備事業の事業計画概要書を策定いたしまして、土地改良事業経済効果の策定を経まして、平成21年度新規事業採択を目指し、平成20年度に国に事業採択を申請する予定となっております。

次に、4番目の文地区及び布川地区の基盤整備事業の状況であります。文地区において抽出によるアンケート調査、及び押付新田地区農家への戸別訪問を実施中でありまして、基盤整備事業の気運の醸成に努めているところであります。

なお、文地区、布川地区の基盤整備事業につきましては、地権者の事業への理解を深めながら、稲敷土地改良事務所の関係機関と協議をして進めていきたいというふうに考えます。

大きな2点目は、教育委員会の方から答弁をさせます。

議長（岩佐康三君） 教育長伊藤孝生君。

〔教育長伊藤孝生君登壇〕

教育長（伊藤孝生君） まず、学校給食についてご答弁したいと思います。

1点目の給食は、今までどおり自校方式で行うか、とのご質問でございますが、現在、本町の給食調理業務は、各小学校及び中学校に配属されました町の常勤職員と臨時職員によりまして、それぞれの学校の給食調理室で調理業務を行ういわゆる自校調理方式を実施しております。自校調理方式とは、給食センター方式などと比較しますと、学校行事に合わせたきめの細かな給食の提供が可能になること、それから、また各学校に合った児童生徒への給食指導ができること、また、食中毒被害の拡大を防止できることなどの利点がございます。

本町では、これまで自校調理方式で施設の整備計画が進められておりまして、既に、文間小学校、文小学校の給食室においては、かなり予算をかけたドライ方式に転換をしました施設の整備を行っております。教育委員会としては、これらの施設の有効利用を考える上でも、本町における給食調理の方式は、これまでと同じように自校調理方式で運営していきたいと考えております。

2点目の、4月からは、今までの職員、臨時職員、給食関係のみの人数で、多過ぎるのでは、その対応はできているかとのご質問でございますが。調理業務に従事する職員数は、現在、常勤職員が8名、臨時職員14名で実施をしております。統合によりまして、小学校数が5校から3校に減となりましても、児童数は変わりませんので、閉校となりましても現在の布川小学校、東文間小学校に配属となっております調理師の人数をすべて減員できるものではございません。

なお、本年度末で、調理師の常勤職員で定年退職をされる方が3名ございます。また、臨時職員で退職される方もおります。このことを考慮した上で、平成20年度におきましては、常勤職員5名、再任用職員を1名、そして臨時職員を13名で、給食運営をしてみたいと考えております。

3点目の、給食費未払いで問題になっているが、利根町の現状はとのご質問でございますが、平成20年度1月末現在の町内小中学校6校につきまして、調査の結果でございますが、平成19年度の学校給食費の総額が5,301万1,620円となっております。未納額は95万5,960円となっております。率にいたしますと1.8%でございます。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 若泉昌寿君。

13番（若泉昌寿君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、農業政策の方でございますが、私のお聞きしました第1点目、減反の面積、昨年よりも、ことしは34ヘクタール多くなっているということでございますが。私、冒頭にも述べましたが、減反の面積ですか、これは年々多くなっているように思います。

特に、減反を行う田んぼというのは、私も少し農業をやったことがありますから多少なりわかっておりますが。要するに、基盤整備を完全に実施されて、やってある田んぼでしたら減反はやりやすいのかな。それにかわりまして、例えば、利根町の場合は、麦とか大豆とかを主に転作としてやっております。

そうしますと、今まで、国からの補助金、また町からの補助金もいただいて、何とかお米つくったと同じようなお金は農家の方にも入ってきております。しかし、その減反割当てになっておりまして、例えば、今答弁にもございましたが、基盤整備やっていないところ、文間地区、文地区、布川地区、そういうところになりますと、減反をやれといわれても、なかなか減反をできないのが状況なのかなと思います。

なぜかといいますと、基盤整備されている田んぼは、パイプラインと申しますか、隣は稲作をつくって、隣は大豆、麦つくっても、隣は水が入っています、その隣はからからに乾いている、そういう好条件が整っているもので減反はやりやすい。しかしながら、基盤整備を行っていないところは、あぜ道と申しますか、そういうのも完全なあぜ道ではありませんので、隣田んぼをつくりまして、隣は麦つくろうかといわれても、水が浸入してきますのでできなくなる、ということで、文間地区において、また布川地区、文地区においても減反ができないのかな、やりたくてもできないのが現状なのかな、私そのように理解しております。ですから、これからの農業を考えますと、基盤整備というものは、なかなか大変ですけれども、やらなくてはいけない事業なのかなと思っております。

これから減反をしていただくに当たりまして、補助金というものは、ますますカットというか少なくなっていると思うのです。利根町を例に挙げますと、何年前か、そこまでは私覚えていないのですが、たしか1億5,000万円ぐらいあったと思います。それが昨年

度は5,000万円でしたが、ことしの予算、まだこれは予算の内示ですから決まったわけではございませんけれども、約3,000万円弱くらいになっていると思うのです。ですから、年々補助金等も下がってきております。そうなりますと、農家の方も、今度補助金が少なくなってくると、収入面というか、いただける金も少なくなってくるので、なお、減反がやりたくてもやりにくい、そういう現状になってくると思います。

そこで、利根町の農業をこれからやっていくためには、やはり基盤整備、これをしっかりと充実していかなければいけないのかな。私もここで質問しておりますが、文間地区の状況はどうなっているか、答弁の中では、ことしは調査で、実際に工事始まるのは21年度、来年からということになります。来年から始まりますと、工事は1年くらいで終わるのですか、それとも1年以上かかるのか。工事始まってからお米実際につくれるまで、田んぼとして活用できるまでどのくらいかかるのか、課長、後ほど答弁お願いいたしたいと思います。

それから、文地区に対しての基盤整備をお伺いいたしましたところ、今農家の方のアンケートをとって、それから押付新田の方は、戸別訪問したというような形だと思いますけれども、特に私文地区、取手東線、以前は、羽中地区からニュータウンと中田切の間を通過して押付新田まで抜ける取手東線、この計画されておりましたが、なかなかそれも県の方とうまくいなくて、実際には、羽中地区から中田切地区までの道路は県でやると、その後は県はやらない、そういうことになりました。

それで、町長が就任して、取手東線の関係はどうなのだろう、そういうことで、町長の考え方は、文地区を基盤整備やる、その中で結局道路をつくるのだ、そういう町長就任になってから答弁して、お話がありましたけれども。私、以前にも前遠山町長とはこの取手東線に関しましては何回となく一般質問でやりましたけれども、その後、結局は、その道路も県はやらないということになりました。

しかし、井原町長が就任になりましたから、私の考えは、基盤整備の中で取手東線をつくるのだ、そういう考えを我々に示していただきました。私その声を聞いて、よかったな、一日も早くこの文地区も基盤整備をやっていただき、それとともに取手東線をつくっていただければいいのかな、常々そう思っております。しかしながら、今、文地区の状況を聞きますと、今の私の思うには、5年やその辺ではできないのかな、もしかしたら10年近くもかかるのかなと、そんな考えになりましたけれども。

実際のところ、町長、どのくらい、それは聞かれてもなかなか返答には困ると思いますけれども、でもどのくらいの年数で、取手東線建設とともに文地区の基盤整備もやりたいなど、今の考えですか、それをお伺いしたいと思います。

それから、布川地区の基盤整備の話、そういう話があったということは三、四年前かしら、私も聞いております。実際に動きまして、なかなか話が進まなくて、今は少しその話も途切れちゃっているのかな、そんな感じがすると思います。

そこで、課長にお伺いしたいのですが、文間地区の方は、試算していると思いますから、大体わかると思うのですが、今基盤整備を行いますよね、そうすると、減歩じゃなくて、国、県、町それから地権者、この四つの皆さんがお金を出すと思うのですが、今、1反歩、反当あたり基盤整備やった場合どのくらいの金額かかって、それで実際に農家の方が経費かかる、お金を出すというのはどのくらい、正確なところはわからないと思いますが、大体の金額わかりましたら答弁お願いしたいと思います。

それから、2点目の学校給食の方に移りたいと思いますが。ただいま1点目の自校方式で行う。私も、ぜひともこの自校方式というのは続けていっていただきたいなと思います。私も、文教委員4年ほどやりましたが、そのときには、何度となく学校の方へ視察に行きまして、給食もいただきました。大変においしくて、本当に安全で、利根町の給食は素晴らしいなと感じておりました。ですから、この自校方式は、ぜひとも続けていっていただきたいというのが私の願いでございます。ぜひともよろしく申し上げます。

それから、2点目の職員のことでございますが。当然、学校は、統合はされましても、生徒数というのはほとんど変わらないですから、それだけの人数は要と思います。ですから、私もその辺は大体納得しているのですが。今聞きましたところ、職員の方、3名ほど退職なさる、8名のところ3名退職になって5名、それから今現在14名の臨時職員の方でやっているということで、それから今後20年度、4月から職員が5名とおっしゃっていましたよね、それで臨時職員が13名ということなのですが、そうしますと、現在よりも来年は少なくなるのかな、私の聞き間違いでしたら、済みませんけれども、もう一度お願いしたいと思います。私そのように聞きましたので、そうすると人数的にちょっと少ないのかな、それでやっていかれるのかしらと思いましたので、私の聞き間違いでしたら、もう一度その点お願いしたいと思います。

それから、3点目の給食費のことなのでございますが、今お伺いしましたところ、95万円の未納があるということですね。それで、実際は払えない方と、払える状況でも払わない、今、日本国じゅう問題になっていますが、そういう方があると思うのですよ。その辺もし差し支えなければ、ちょっとお伺いしたいと思います。それと、払えても払えない家庭の方がある場合、町として、教育委員会としては、どのような徴収、対応をとっているのかお伺いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

2問目は終わりです。

議長（岩佐康三君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） それでは、若泉議員の質問にお答えをいたしたいと思います。

議員おっしゃるように、減反と基盤整備のつながりというのは大変深いものがございまして、現在の田んぼでは減反は進まないというふうに私も認識しているところでございませぬ。やはり将来に向けては、今利根町5割弱ですか、整備が進んでいる、茨城県でおそら

く一番進んでいないのじゃないかなというふうに私は思っておりますので、これを私は進めていくために、就任したときから、北部地区、もう1回手をつけたわけでございます。

北部地区の話、昔話してもしようがありませんけれども、ここはたしか昭和50年、30年も前からやろうとした地区で、いろいろの問題があって当時できなかったのですけれども、当時やっていけば、もう少し農業の振興が進んだのかなと、いろいろ為政者の理解も足りなかったというふうに思っております。

耕地を整理することによって、やはり農耕者、農業者というのは、やはり自分の田んぼですから、いろいろこれをつくりたい、あれをつくりたいという目標に向けて営農が楽になると思うのです。今のままですと、議員おっしゃるように水が入ってきますので何もつくれない、特に国で進めている大豆、麦なんかは、日本の気候には合っていないというふうに私は思っています。ちょうど収穫時に、日本の気候とすれば雨が降ってくる、そういうことで、麦は雨に大変弱いですから、実が入らないうちに赤るんでしまうというようなこともございまして、いつかこの席で申し上げたと思うのですけれども、今、一生懸命やっている農家の方は麦をつくっていますけれども、昨年度なんかは、10アール当たり200何十円ぐらいしか収入がないと、まるっきり赤字だというふうな状況でございます。

それから、工事の期間については、課長の方からお話しさせたいと思います。

それから、文地区につきまして、私申し上げましたように、アンケートあるいは訪問等を職員がいたしまして、耕地整理のよさといいますか、今後の農業はこうあるべきだよということをお話をさせていただいているところでございます。道路の方でちょっと外れるかもわかりませんが、この文地区の道路、取手東線の延長、これはぜひとも、この耕地整理の中で道路を確保していきたいと、これは私就任当時にこの場で申し上げたとおりでございます。

それから、布川地区につきましては、今最近になって、田んぼの重要性が盛り上がってきたのかなというふうに思いますけれども、当時は、やはり開発といいますか、何で自分の田んぼを減歩して、少なくしてまで耕地整理をやらなければならないのか、売れば高く売れるのだよというような話があって、布川地区については、開発地区というようなことで、農地の整理というのは余り計画していませんでしたけれども、ここへきて食糧等の問題がクローズアップされてまいりましたので、町全体の中で農業振興を図るべく、土地改良事業等についても考えていきたいなというふうに思っております。

以上です。

議長（岩佐康三君） 経済課長石塚 稔君。

〔経済課長石塚 稔君登壇〕

経済課長（石塚 稔君） 若泉議員からのご質問にお答えしたいと思います。

基盤整備を行った場合の工事どのぐらいかかるかということでございますが、お金の面のお話だと思うのですが、10アール当たり180万円から200万円というのが今出ている工事

費の金額だそうです。その中で、国の負担が50%、県が30%、ただし、県につきましては、財政も厳しいということで負担率を下げる考えもあるようでございます。県が30%ですと、地元負担ということで20%ということで、その地元負担の中で町と地元地権者という考え方が出てきております。

期間につきましては、国の方におきまして限度工期制度というものが導入されたそうでございます。1地区6年で終了するようというお話があります。また1地区10億円を限度というお話もありまして制限があるそうです。

それで、文間の北部地区の基盤整備につきましては、規模が大きいですので、3地区くらいに分割するような形で進めるといような稲敷土地改良事務所のお話があります。ただ、その3地区につきましては、予算の範囲でダブらせて行うということになりますので、18年かかるというものではないと思います。

それから、個人負担につきましては、先ほどちょっとお話しさせていただきましたが、地元負担20%の中で、北部地区の場合には、10%を町がもって進めるといようなことで、北部地区の場合は10%個人負担、したがって、仮に10アール当たり180万円ですと18万円が個人負担になります。200万円ですと20万円が個人負担になるものと思われま

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 教育長伊藤孝生君。

〔教育長伊藤孝生君登壇〕

教育長（伊藤孝生君） それでは、まず、給食の職員数についてお答えしたいと思います。

まず、常勤の職員数でございますが、現在8名で学校給食を行っておりますが、そのうち3名が退職予定ということでございます。ですから5名となりますので、今年度は統合されまして、常勤職員を6名ということで考えておりますので、1名が不足になり、1名を再任用ということで行いたいと思っております。

それから、臨時職員の場合も、現在14名で行っておりますが、退職者が3名ほどおりますので11名になってしまいます。13名で臨時職員を行いたいという計画でおりますので、2名不足してまいりますので、新たに採用というように考えておるところでございます。

それから、次の未納者に対する取り組みでございますが、これは平成19年の1月末の調査において考えておるわけでございますが、小学校未納児童数が22名ほどありまして、中学校が16名でございます。世帯数にすればもう少し減るわけですが。この中には、就学援助費をいただいている方もあります。この時点ではまだ就学援助費が出ておりませんでしたので。おそらく就学援助費には、給食費も含まれておりますので、ほぼ解消できるのではないかなと考えております。

ちなみに、就学援助費は、小学校が31名、中学校で25名ほど就学援助費をいただいております。ただ、就学援助費をいただいております方でも、実際に給食費は先に払っていただ

ている方もございます。

未納者に対して、各学校から保護者の皆様方について、お支払いの催促を出しております。個人的にも、額も入れまして幾度となく通知を出しております。また、PTA関係等の集まりにおいても、支払いのお願いというものをしているところがございます。また、集金には、口座引き落としとなっておりますので、残高がなくて引き落としができないときもあります。そのときは、通知なりお電話なりを差し上げて納入をしていただいているところがございます。人によっては少しずつ持ってきていただいている方もございます。

それでもお支払いをいただけない場合は、家庭訪問をしてご理解をいただいております。家庭訪問等では、来ないでくれと、支払うから来ないでくれというようなご家庭もありますが、現在、教育委員会と学校の教頭が中心となりまして、家庭訪問して、未納金の回収に当たっております。家庭訪問をまず1月に実施しました。そして納入を約束していただきました。さらに実施してまいりたいというふうに考えております。

昨年度は、旧利根中、新館中とも、最後の最終の3年生では全部回収できたというようなことを聞いております。

まだまだ未納者多いのですが、これからもそういうような家庭訪問等を実施しながら、ご理解を深めて、未納解消に努めていきたいなと思っております。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 若泉昌寿君。

13番（若泉昌寿君） それでは、最後の質問に移りたいと思います。

まず、基盤整備の件なのでございますが、先ほど町長の答弁によりますと、利根町では、基盤整備が一番県内でも低いのかなということ、私これは初めて耳にしたことなのでございます。冒頭に述べましたように、この利根町という町は稲作が第一だと思っております。ですから今後この基盤整備をさらに進めていただきたいなと思っております。

そこで今課長の方から、工事費の内容をお尋ねしましたところ、大体10アール、1反歩、180万円から200万円という答弁でございました。例えばわかりやすく200万円かかったとする、そうしますと、地権者が20万円、2割、ということは40万円ですね、それで今までは町の方でも1割ぐらいは補助金として出してくれた。そうしますと、地権者は20万円で済んでいたのかなと思います。

しかしながら、1反歩20万円というとなんなお金じゃないなと思っておりますけれども、大体1町歩ですと200万円ですよ、2町歩ですと400万円、大体利根町の耕作面積平均ですと1町5反ぐらいなのかなと思っておりますけれども、それでも300万円、300万円工事費として地権者が負担しなければいけない。それで今の米づくりで1反歩10万円くらいですか、10万円がいいところじゃないですか、収穫の金額は。そのうちに税金と共済金、水利費、私、水利費1万円ぐらいかかるのかなと思っております。始まる前にお茶飲みながら、飯田議員にちょっとお尋ねしたら1万650円だよ。そうしますと、10万円くらいの収益で、そ

のうちの水利費もろもろやっていきますと、残るのは8万円残るか残らないか、その上に農機具、何だかんだといっても農機具が一番ウエートを占めていますから、農機具の支払いで四苦八苦している、それが今の農業の現状だと思います。

ですから、個人個人で農家をやっていくのは、これからはとてもできない、ということだと思います。ですから基盤整備を行いまして、それでやりやすい広い田んぼにしてください、それで組合組織とかそういうものでやっていかないと、これから農家というものは利根町から稲作も消えていくのかな、そんな不安を持ちます。

さらに、今の現状ですと、農家をやってくれる若い人というのはまず出てこないと思います。やはり担い手を育成していくためには、基盤整備をしっかりとやって、それで若い人たち、農家をやってくれるそういう担い手の育成も考えていかなければいけないのかなと思いますので、これから町長、利根町の田んぼを基盤整備をしっかりと行っていただいて、将来的にも若い人たちが農業に従事して働いてくれるような、そういう先に見える農業政策をつくっていただきたい、そう思います。答弁はこれは結構でございます。

それから、給食の方でございますが、職員の件、働いてくれる職員の件なんですが、現在から見ると少し少なくなるのかなと思いますけれども、その点はこれから臨時の方も採用してやっていくということなので、今までどおり安全でおいしい給食を児童の方にぜひとも供給していただきたいな、そのように思います。

それから、給食費の件ですか、やはりこれはいろいろ問題がありますね、この利根町でも。私、以前に新聞、たしか新聞だと思いましたが、この給食費の件で、未納の方いますよね、それで納められる状況であっても納めない家庭がいる、その辺は家庭のお母さん、お父さんがどのように解釈してそう思っているのか知りませんが、何しろ納めない、そういうのがふえている、それが今の日本の現状だと、利根町にも多少はそれあると思います。それには、今答弁によりますと、いろいろな方策をやりながら解消しているのだ、そういうお話でございました。ですから、今後とも、そういう未納の方に関しましては、ある程度厳しくやっていただかないと、これは納入していただきません。

最後に、一つ聞きたいのは、給食費未納の方がいますよね、利根町でも95万円何がしあります。この給食というものは、児童が納めますよね、月に幾らと、その納めた金額の中で結局給食は賄っていると思うのです。そうなりますと、この95万円何がしの未納の金額があるわけですから、その収納されないということは給食費が足りない、足りないということは、これは町から給食のお金というものは補助していかないと思うのです。実際の、本当に食べる方の給食、職員の給料じゃないのです。そうしますと、以前に新聞等でこのように解説が出ていたのです。給食費未納の金額ありますね、そうしますと、納めている児童に負担がかかってくるのだ。児童に負担がかかってくるということは、実際に納めていただいている児童が上乘せして金を徴収されるのじゃなくて、給食の材料費、材料がそれだけ落とされる、そのようなことちょっと新聞に書いてあって、私頭の中に残っている

のですが、利根町の場合は、その点はどのように対応しているのかお伺いして、私の質問を終わりにしたいと思います。

議長（岩佐康三君） 教育長伊藤孝生君。

〔教育長伊藤孝生君登壇〕

教育長（伊藤孝生君） ただいまの質問が、大変頭の痛いところなのですが、そのことについて、保護者の皆様方にこのような文書を出しております。

一軒一軒のご家庭から納入されている学校給食費は、すべてのお子さんの給食用食材を購入するための重要なお金です。未納金がたまりますと、本来購入できる子供たちや職員の食材の質を落としたり、量を減らしたりしなければなりません。どうか学校給食の意義をご理解くださり、給食費の納入を速やかに行ってくださいよう重ねてお願い申し上げます。というような文章で、ご理解をいただいて、直接家庭訪問して、このような状況になっておりますのでお願いしますというようなことで、強く納入を進めているようなのが現状でございます。

13番（若泉昌寿君） ということは、やはり納めている人たちの負担になっているの。

教育長（伊藤孝生君） わずかではございますが。本来おいしいケーキをちょっと量を落とすとか、そういうようなことになってしまいますので、本当に今のところ、ごく一部ですので、そんなに影響はないのですが、結果的にはそのような状況になっておりますので、その辺をご父兄の方々にご理解いただいて、強く納入を依頼しているのが現状でございます。

ただ、就学援助費がございますので、ぜひそのような制度も活用するようにというようなこともあわせてお願いしているところでございます。

以上です。

議長（岩佐康三君） 若泉昌寿君の質問が終わりました。

暫時休憩をいたします。

午前10時56分休憩

---

午前11時06分開議

議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

2番通告者、3番西村重之君。

〔3番西村重之君登壇〕

3番（西村重之君） 皆さんこんにちは。

2番通告西村重之でございます。

それでは、通告順に従いまして、一つ目に、龍ヶ崎市との合併について。二つ目に、財政面について。三つ目に、県南水道企業団への加入について、以上の3点について質問させていただきます。よろしく申し上げます。

初めに、1点目の龍ヶ崎市との合併についてであります。

昨年、茨城県市町村合併推進審議会に諮問、平成大合併に乗りおくれた18市町村を対象に検討され、その結果、龍ヶ崎市と利根町のみが望ましいと位置づけられました。11月9日に総務省を訪問され、合併の推進支援と財政支援について要請、その後、11月29日に橋本県知事を訪問、新たな財政支援措置の創設を要請、県の構想発表後の12月3日に串田龍ヶ崎市長に面談、龍ヶ崎市の方向性について早期決定をお願いされたと思います。

私は、12月の定例会議において、合併について質問させていただきましたが、町長は、やっとスタートラインについたかなというふうを考えているとの答弁をいただき、私も認識を新たにいたしました。

平成20年2月1日には、両市町間担当者による事務レベルでの勉強会がスタートされたと聞いていますが、去る2月18日に、突如、龍ヶ崎市のホームページに「市町村合併、龍ヶ崎市の現状をお知らせします」が公表されました。

内容は、県の構想で課題として上げられました財政基盤の強化、市民の合併気運の醸成は、両市町の合併を考えるには、龍ヶ崎市側は、合併を論じるには、余りにも高いハードルの存在を示し、将来のまちづくりの基本は、牛久市、利根町との2市1町の枠組みの姿勢は変わらないと判断されています。

現在、龍ヶ崎市、利根町においては、財政健全化プランに基づき全力で取り組んでいるさなかであり、しっかりした財政基盤を構築する時期であります。今回、龍ヶ崎市側から発表されたということは、今まで合併に関して何もなかったことを考えれば、一歩前進したと判断、再スタートとして考えることもできると思われませんが、いかがですか。

合併には、相手があることですが、町長は、龍ヶ崎市の方針に対し、どう判断し、今後、方針または結果を出すのか、考えをお伺いします。また、町長公約の合併問題について、町民に対してどのような形で説明、報告していく考えなのか、具体的にお伺いします。

2点目に、財政面についてであります。

現在、実施されている利根町集中改革プランは、4年目に入り、残り期間がありません。3年間の実績を見ると、歳出面が基本となっていることが目につき、目標効果額は達成しているように思いますが、反対の歳入面については進捗がおくれ、今後につながるものがありません。改革プランの進捗及びこれからの利根町の財政面を考えた場合、さらに厳しい状況が続くことが考えられます。平成22年度には、基金残高が全項目合わせ10億円を切るとされています。そこで、次の3項目についてお伺いします。

一つ目に、暫定税率が廃止された場合の対策。二つ目に、財産運用の有効利用について。三つ目に、歳入対策の取り組みについて、の三つです。

大きな3点目の、県南水道企業団への加入時期についてお伺いします。

利根町の水道施設は、30年経過し、更新時期が近いと考えられます。また普及率も95%以上と聞いています。利根町単独及び企業団への加入に対し、おのおののメリット、デメ

リットがありますが、利根町の一般家庭で使用の口径20ミリでの料金が、加入した場合には現行に比べ10%程度値下げされると聞いています。これらを基本に、6月の定例会議において、県南水道企業団と利根町水道事業との統合に関する検討調査業務負担金に関する補正予算承認後、加入までについてハードルが幾つかあり、慎重に進めてこられたと思います。

先般、途中経過の説明を受けましたが、住民の皆様は、諸物価高騰による費用負担が大きく、少しでも補てんでできる水道企業団への加入を願っております。その後の進捗状況や加入時期、加入後の料金についてお伺いします。

以上、3点よろしくお願ひします。

議長（岩佐康三君） 西村重之君の質問に対する答弁を求めます。

町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） それでは、西村議員の質問にお答えをいたします。

まず初めの、龍ヶ崎市との合併についてでございますが、2月18日に、議員おっしゃるように、龍ヶ崎市のホームページに、「市町村合併、龍ヶ崎市の現状をお知らせします」と題して、現時点における龍ヶ崎市の合併に対する方針が掲載されました。

この中で、前回の合併の経過といたしまして、旧合併特例法のもと、試算で200億円近い合併特例債が見込まれていましたが、この手厚い財政支援措置の新設が龍ヶ崎市と利根町の合併を一気に進めるきっかけとなっておりました。しかし、合併協議も途中まで進みましたけれども、結果として調わず、破綻したとなっております。また、茨城県の構想にも触れておまして、龍ヶ崎市と利根町が、茨城県内で唯一合併協議を進めることが望ましい市町村の組み合わせとなりました、と報告しております。このことについて、市は否定も肯定もしておりません。

しかし、市と町が過去に進めた合併協議は、合併特例債に代表される手厚い財政支援措置があって、旧合併特例法の期限内合併を前提としており、新法下にある現在では、状況が大きく異なっております。そして県の構想で課題として掲げられております財政基盤の強化、また市民の合併気運の醸成は、龍ヶ崎市としては、合併を考えるに当たっては高いハードルだ、こうした課題が解決されない以上、合併を論じる状況ではないと判断しております。そして、現在の龍ヶ崎市は、強い足腰、しっかりとした財政基盤を構築する時期であり、市民が合併によってメリットが享受できる状況になって初めて合併を検討すべきというふうに結んでおります。

ただ、将来のまちづくりの基本は、牛久市、龍ヶ崎市、利根町の2市1町の枠組みという姿勢には変わりありませんとも、市民に説明をしております。

このほど、このお知らせを読む限りでは、合併は避けて通ることもできない課題であり、将来は、牛久、龍ヶ崎市、利根町の枠組みを考えている。しかし、今利根町と合併は高い

ハードル、つまり財政基盤の強化と市民の合併気運の醸成、があって論じられないという  
ております。

今回、龍ヶ崎市のホームページに載ったこのお知らせは、初めて市長が公式に市民に合  
併について龍ヶ崎市の考えを示したものであります。龍ヶ崎市市議会の中では、一般質問  
に答える形で合併に対する考えを答弁してございましたけれども、これまで市民に知らせて  
いなかったというふうに私は思っております。

今まで私と市長と話し合いの中でも、このようにはっきり合併に対する考えを話しては  
いただけませんでした。市長が態度をはっきりしたことで、町は多少修正はしなければな  
りませんが、基本的には、龍ヶ崎市との合併を、今後も推進していくことに変わりはない  
と思います。

今年の1月に、総務省と県、龍ヶ崎市長と私の四者会談が開催されました。総務省が意  
見交換という形で、国、県と市長と私で合併の話し合いが行われました。この中で、国県  
から合併推進に対しての支援する話をしていただきましたが、市長からは、前向きな意見  
は出てきませんでした。

市長は、平成15年12月、利根町との合併協議会を設置し、1市1町の枠組みによる合併  
を目指し、途中まで進んできましたけれども、協議が結果として調わなかったと、その調  
わなかった一つの特例債の配分について、大変語気を強めておられまして、何度も繰り返  
すように、ごね得するような合併は絶対にやらない、反対すると話しておりました。

さきの合併協議会で、多くの市民、また町の町民の見守る中、首長として責任ある立場  
で、特例債の配分をめぐり、非常に苦しみ、精神的に追い詰められた、そのことが心の奥  
に大きな傷として残っていると、市長として傷つけられたと、途中まで進んでいた合併が  
ためになったというふうなことで、悪夢のような思いが今もいえていないというふうな感  
じをいたしました。このことが、今回、私ども一生懸命進めておる合併をちゅうちょする  
原因の一つになっているのではないかというふうに思っております。

今まで、私と龍ヶ崎市長は、合併を推進する立場にあったと私は理解しております。で  
すから、利根町側を合併に推進する私が出てきたと、私とであれば龍ヶ崎市との合併はも  
う少しスムーズに進むのではないかというふうに理解しておりましたけれども、今の段階  
では、もう少し時間がかかるという認識であります。しかし、合併をあきらめるとか、断  
念するとかということではございません。少し時間がかかるでしょうけれども、合併は進  
めてまいりたいと考えます。

市長の立場を察すると、市民の中で気運が盛り上がってくるのを待つということも必要  
であるのかなと考えますが、私といたしましては、少しずつではございますが、市民に対  
してこちらから話しかけることもしております。市長が、豊かな特例債を財源に、市民に  
熱っぽく語りかけた郷土龍ヶ崎づくりの思いは、かなったはずだったのですが、直前に消  
えてしまった。このことが市民への背任としてさいなまれている、その心境を私は痛いほ

ど理解できます。しかしこのままにしておくわけにはいきません。少しずつではありますが、こちらから市民に話を聞いていただく機会を設けて、市民の醸成を図っていきたい、このように考えます。

合併問題についての方針は、県の構想に、龍ヶ崎市と利根町の組み合わせが決まったばかりでございます。また、龍ヶ崎市と利根町の事務レベルの勉強会も2月1日に開催をいたしました。この勉強会には、茨城県市町村課がオブザーバーということで出席をしております。今後も、勉強会を継続的に開催し、市民の醸成についても、この勉強会を通じて、県とよく協議しながら、お互いわだかまりが解けるような努力をしてまいりたいと考えます。そして何らかの融和が図れますように、今後も努力してまいります。

住民の説明につきましては、できる限り直接私から話していきたいと考えます。また、区長や各種会議等の際に、そういった機会をとらえて、逐次お話をしてまいりたいと思えます。

次に、財政についてでございます。

暫定税率が廃止された場合の対策ということでございますが、平成20年度の歳入歳出予算案では、自動車重量譲与税等の暫定税率により算出しておりまして、2款地方譲与税が1億800万円と7款自動車取得税交付金が4,700万円、総額で1億5,500万円計上しております。

道路関係の歳出予算案では、毎年経常的にかかる経費といたしまして、維持補修にかかる事業費と、公債費の土木債との合計が約1億1,300万円で、建設費にかかる予算が約1億700万円、総額で約2億2,000万円を見込んで計上しております。このように、暫定税率による歳入だけでは、道路関係のみの歳出において財源不足が生じている状況であります。

暫定税率が廃止されますと、歳入額の総額が約8,200万円となりまして、約7,300万円の減額となりますので、見込んで計上してあります平成20年度予算案では、この不足額は財政調整基金を取り崩して補てんしていくということになります。

今後は、道路の維持補修にかかる事業費におきましても財源不足が生じますので、他の項目を歳出削減をいたしまして財源確保をするか、さらに予定している建設事業について大幅な見直しをせざるを得ない状況であります。利根町といたしましては、暫定税率の適用期限が延長されるよう、今国会の動向を見守っていきたいと考えております。

次に、財産運用の有効活用についてでございますが、基金の運用につきましては、ペイオフ解禁後は、地方債を銀行等により資金の調達を行った場合には、その銀行等の定期預金等の規定に、預金保険法に定める保険事故が生じた場合は、借入金の債務と相殺できるとの規定が定められているのを確認して、その借入金と相殺できる金額の範囲内で基金の処分の見込みのないものを定期預金により運用しておるところでございます。

今まで、このように内部基準で運用してきたところでございますが、平成19年度、新たに公金の管理及び運用における住民への説明責任を果たすために、公金の管理及び運用に

関する規程を定め、全庁的に取り組んでいるところでございます。

そこで、平成20年度予算案では、過去に銀行等で借入れを行ったものでも、現在借入れ残高がある場合は、その残高と相殺できる金額の範囲内で、基金で取り崩しの見込まれない現金は、定期預金により運用することとしまして、財産収入として、今回542万5,000円を見込み計上したところでございます。町有地につきましては、未利用地の処分など、積極的に進めていくとともに、学校の跡地についても、歳入の増につながるような活用を検討していきたいと思っております。

次に、歳入対策の取り組みということでございますが、集中改革プランも、平成20年度で4年目になります。これまで、このプランに掲げた目標額を総額では達成しておるところでございます。歳入確保につきましては、プランに基づき収納対策の強化、公共料金の見直しなど取り組んできております。また、新たに未利用地の町有地の売却を進めているところです。

一方、歳出に関しても、目標額を達成してきております。平成20年度は、職員の人件費に関するもので、この議会に条例案を提出してございますが、一般職の給料また管理職手当、時間外手当等についての減額も図ろうとしております。今後も、人件費、内部管理経費、町民サービスの見直しなど、引き続き取り組んでいくこととなりますが、限界がございますので、財政を健全化するには、歳入の確保がこれまで以上に最重要課題となってまいります。

そこで、今後の歳入対策の取り組みであります。昨年の12月議会にも申し上げましたけれども、歳出を切り詰めたあとには、町民の皆様方にはご理解をいただき、町民の負担が増す歳入確保にも取り組んでいかなければなりません。現在検討しているものを幾つか申し上げますと、集中改革プランにも掲げておりますが、一般廃棄物処理手数料の見直しでございます。ごみ減量化の推進や処理施設の延命化、ひいては地球環境の保全の観点から、平成20年度から実施ということで見直しを掲げております。

また財源確保の観点から、平成20年度予算案で申し上げますと、歳入予算で、ごみ袋等の売りさばき手数料が約2,000万円を計上しておりますが、歳出においては、一般廃棄物の処理を龍ヶ崎地方塵芥処理組合において処理しているわけでございますが、この負担金が約4億2,000万円計上してあります。この負担金のうち、公債費分、建設分ですね、約3億円の財源として、毎年、環境施設整備基金を取り崩して財源に充てておりましたが、平成20年度におきましては、すべて取り崩しましたので、21年度は、積み立てした基金はありませんので、税金、一般財源でこの負担金を捻出していかなければならないということでございます。

さらに、歳出においては、塵芥処理組合へ運搬する町のごみの収集、及び運搬業務委託料といたしまして約3,300万円計上しており、一般廃棄物処理にかかる歳出の合計が約4億5,300万円となります。このように、一般廃棄物処理にかかる財源確保の観点から見直

しを検討しているところでございます。

次に、こちら集中改革プランに、公営企業等経営の見直しとして掲げてありますが、公共下水道使用料の見直しであります。プランでは、独立採算を基本として、自主財源の確保に努めることを掲げてあります。公共下水道事業特別会計は、平成20年度予算案で申し上げますと、一般会計からの繰入金を約8,000万円計上しており、この一般会計の財源には、都市計画税の浄化センター周辺地域生活環境整備基金が充てられております。このほか、財源不足として一般財源で約3,600万円を繰り出ししております。財源が厳しい状況の中、一般会計からの負担を求めることのないよう、独立採算を目指し、適正な運営を行うために、使用料等を見直しを検討しているということでございます。

次に、公共料金を見直しといたしまして、平成18年度に、公共施設使用料、各種住民検診料、保育料の見直しを実施いたしましたが、プランより定期的に見直しを図ることとされております。また、見直しを図ってから、平成21年度で3年になりますので、現価等を考慮し、受益者負担の適正化の観点から見直しを検討しているところでございます。

次に、税金におきまして、今回、特別会計でございますが、国民健康保険税の一部改正条例案を提出させていただいておりますが、その他の税金についても、もう一度検討してまいります。

最後に、今回の一般質問にもありますが、旧利根中跡地利用や他の未利用地の町有地につきましても、町民の皆様方のさまざまなご提言、ご意見をいただきながら、財源の確保につながるよう、一時的な財源ではなくて、長期にわたり財源の確保につながるような利用を考えてまいります。

あらゆる面から、財源確保に、今後も全庁総力を挙げて取り組んでまいりますので、住民の皆様方、特に議会の皆様方のご理解をお願いを申し上げます。

最後に、県南水道企業団との統合検討の進捗状況や加入後の料金についてのご質問でございますが、初めに、統合検討の進捗状況を申し上げます。

1月30日の全員協議会におきまして、6月定例議会後の経過について説明したとおり、県南水道企業団の正副企業長の委託に対する意見が統一できず、おくれておりました。それを各方面から手を尽くしました結果、今年1月9日に、統合検討委託業務の経費負担協定書を締結することができました。次いで17日に、委託業者が決まりまして、22日に、3月までの工期で委託契約が締結されました。その後、委託業者を交えて協議が3回行われております。

委託業者の完了は3月末の予定となっており、その結果を受けて、3市と県南水道企業団で構成されております経営検討委員会に諮られた後、正副企業長会議に諮られることと思います。そこで、統合の意思が決定されれば、3町と利根町の四つの議会に諮られ、すべての議会において統合の原案が可決されれば、法的に統合が決まります。

このようなことから、統合時期については、現時点では、相手方の動き次第で決まるよ

うな状況もありまして、町でははっきり言えない事情でございます。

ちなみに、現在進めております統合検討資料においては、県水受水の設計及び工事等を考慮し、平成24年を統合時期に設定しておるところでございます。

次に、加入後の水道料金についてであります。これにつきましても、利根町では、現時点においてははっきり申し上げられないのが現状でございます。これから進める協議の過程において決まることかと思えます。

仮に、現在の県南水道の料金体系で申しますと、一般家庭の20ミリの用途が家事用の場合、利根町より県南水道が約10%ほど安くなっております。逆に用途が営業の場合は、使用水量にもよりますが、県南水道が10数%高くなっております。ちなみに、検討資料の財政計画においては、県南水道の料金に合わせ利根町分を下げた料金で、平成39年度までの財政を検討しておるとおるところでございます。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 西村重之君。

3番（西村重之君） 2回目の質問をさせていただきます。

今町長からいろいろ答弁ちょうだいするわけですけれども、特に利根町におきましては、財政面の強化という形が必要になってくると思えます。そこで財政面について、もう少し質問させていただきたいなと思えます。

初めに、暫定税率についてであります。

皆さんご存じのように、国会で議論されている暫定税率ですが、一応3月末で期限切れとなる中、道路特定財源の暫定税率が仮に廃止された場合、利根町においても相当影響になってくるであろうというように考えております。

税収は、自動車の取得税、それから地方道路譲与税、自動車重量税という三つの税収を合わせたものでありますけれども、先月2月6日に発表された暫定税率の試算ですが、茨城県で全体238億円が廃止された場合には127億円になります。マイナス部分としては110億円が財源不足という形になると思います。その中で振り分けされている状況をみますと、44市町村において、最下位としては大洗町が9,600万円が5,100万円になる、4,400万円のマイナス。次に五霞町、1億1,300万円が6,000万円まで落ちる、5,200万円がマイナスとなる。次に利根町がくるわけですけれども、従来1億5,700万円というお金が、先ほど町長からも発表になりましたけれども、試算では一応8,500万円が振りかわり、7,300万円の不足になるという状況の報告がされています。ちなみに、隣の龍ヶ崎市においては、5億3,100万円のところが2億8,300万円、ということで2億4,700万円が不足してくる状況の結果であります。

昨日も、平成20年度の予算説明一応受けているわけですけれども、予算の中に報告ありましたように、一応歳入面において予定されておるということですが、仮に廃止された場合には、歳入歳出で1億5,000万円の財源不足が生じてくるということになると思いま

す。また、暫定税率の率も変更される可能性もあると思いますので、これらに対する考え方というものがあると思いますけれども、不確定な項目を当てにしておいて予算計上していくのはいかがなものかなと、もう少しこの厳しい利根町の財源を見ながらいくのであれば、確定した後で追加予算なりする方法もあるのではないかなというように考えるわけですが、その辺ちょっとお伺いしたいなと思います。

それから、2番目の財産運用、有効利用なのですけれども、過去平成9年度以降ずっと見ていきますと、財政調整、減債、地域福祉、新利根川治水対策整備基金等、20数項目あるわけですが、平成9年度、基金残高41億8,000万円ほどありました。そのときの利子収入につきましては2,115万円、それから基金残高は約40億円を推移しながら年々利子収入が落ちてきていると、平成10年度には1,500万円、平成11年度には850万円、平成12年度においては660万円、以下13年以降ずっと落ちていくわけですが、平成14年度から極端に落ちている、これは先ほども町長からの報告がありましたように、ペイオフが実施された影響と低金利への移行かなというように判断しますが、14年度には、10万8,000円、15年度に6万9,000円、16年度は9万円、17年度は8万円、18年度の実績は18万7,000円。それと先般ちょっと確認でわかったのですけれども、19年度においては98万4,000円の収入見込みという形があります。この間、貴重な基金の有効利用といいますが、そういう状況を、もう少し努力されやっていたらもう少し収入がふえたのではないかなということが考えられます。

そこで、現在の利根町の財政を見て、歳入対策の一環として、基金の有効利用をさらに検討していただき、今年度は約59万円計上されておりますけれども、まだほかに方法があるのではないかなというように考えられます。その辺もう少しご検討いただいて、利根町の財政を少しでも、豊かというわけではないのかもしれませんが、足しになるような形につくり上げていただければなというふうに考えております。

次に、歳入対策でもう少し確認させていただきたいなと思います。

平成18年6月に発行されている利根町集中改革プランが策定されて実行されてきているわけですが、この間の目標効果額24億9,600万円があります。このうち、歳出面においては、人件費等の削減で22億7,800万円、歳入面で、収納対策強化等で2億1,800万円と計画されて推移しているわけですが、歳出面においては、人件費、人員の減においてほぼ計画どおりに推移してきているというように思いますが、財政の基盤となる歳入面において計画にはほど遠く感じております。

現在の利根町財政改革による取り組みでは、財政調整基金等を組み入れても、平成21年度末には財源不足を解消することはできないというように考えております。そのため特定目的基金事業の見直し、基金を活用して歳入の財源不足に充当することで財源収支バランスをとっている状況と判断しております。基金に頼る厳しい状況であり、財政構造を脱却するために、さらなる財政改革を徹底し、新たな歳入確保に向け、長期的な視野に立って

取り組んでいくことが重要じゃないかなというように考えております。

住民が一致団結して、小さな町のよさを生かすことも必要だろうと思います。外部より集客することが第一。第二として税収をふやすことに全力を尽くすことが最も早い方法ではないかなというように考えております。

これらを解決するためには、速やかに住民に説明する必要があるというように考えております。例えば、12月の定例会議において質問いたしました町民税等の滞納対策の強化。2番目に住民の皆様方の協力が必要ですが、ソバの栽培、販売、利根町の田んぼを利用したオーナー制度の創設、これらによって外部から集客するとともに、利根町の農産物の開発、PR、販売につなげることができるのではないかと考えております。また、昨年からも問題になっております旧利根中跡、まだこれから布川小学校、東文間小学校の跡地の有効利用と対策を講じていかなければならないというように考えております。

昨年からの一般質問の中でも皆さんされております旧利根中跡地の利用について、9月の定例会議において、民間との境界等について決定した、これからが本格的に住民の皆様方の意見を聞きながら考えていかなければならない状況であり、現に外部から利用したいといういろいろな要望、計画書も何点かきている。いずれ皆様方に説明しながら検討させていただきたいとの報告がありました。その後、昨年11月30日と12月1日に開催されました地区懇談会においても同じように話されています。

利根町の財政を考えれば、速やかに住民の皆様方に説明し、また協力を仰ぎ、一番大事な歳入対策を講じなければなりません。現在、行政に打診されている件数、業種、またそれらに対してどのような検討をされているのか、また住民に対する説明をいつ開催する予定なのか、お伺いします。

以上、2回目の質問を終わります。

議長（岩佐康三君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） お答えをいたします。

まず、財政面の強化ということで、暫定税率の廃止、これは国のそういった廃止するか継続するか、それを確定した上で町の予算を組むべきだというふうなお話かと思えます。しかし私は、今いろいろと議論になっておりますけれども、暫定税率は延長されるのじゃないかというような見通しでもって計上いたしたわけでございます。これは国の方の問題でよくわかりませんが、私どもは各市町村首長といたしましては、この財源の延長についていろいろ運動をしているところでございます。

それから、特定目的基金の利子の件ですけれども、確かにこの有効利用等々ペイオフ等がございまして、大分この辺の低金利等と合わせました中で神経質になっていた部分はあったかと思えます。今後その有効利用を図ってまいりたいというふうに思っております。

それから、特定目的基金等、集中改革プランの中での計画で、歳入等についてほど遠い

計画であるなど、そのようなご意見かと思いますが、確かにそのとおりでございます、ですから、今、将来に向けての、町内の土地利用をいかにするか、将来のまちづくりをどうしたらいいか、短期的ではなく長期的に収入を確保するにはどうしたらいいかということで、今、町の基本構想を変更するに至っているところでございます。

利根町は、ご存じのように、宅地と田んぼしかございませんので、この宅地を再開発するというわけにはいきません。また田んぼを早急に用途変更したり何かして多目的に使うというわけにはまいりませんので、まず上位計画である利根町の計画がしっかりしていませんと国県は動きませんので、これがまず基本かと思えます。それから将来に向かって、この地域という利根町の中での財源の確保を図っていかなければならない。先ほどから申し上げているのですけれども、少し時間が必要だということでございます。

それから、跡地利用につきましては、今回は質問の中には入っておりませんが、今までの事務事業の中では、境界等が決定いたしましたので、今後は、これを高度利用を図るべく、行政といたしましても用途変更等の手続をいたしまして、将来に向けての財源となるように高度利用を考えていかなければならないということでございます。

それから、さきに申し上げましたように、商業施設の売ってくれよということと、中央競馬の貸してくれということと、もう一つたしか今年中にきております。ちょっとあれなのですけれども。そのように結構この利根中学校の跡地につきましてはきておるようでございますので。ただ、計画書が届いていないのです、口頭でもってということだけなので、それをまず皆さん方にお知らせしたところ、いろいろと行動が起こされた方があるというようなことで、町といたしましては、これからということでございますのでご理解をいただきたいと思えます。

議長（岩佐康三君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、補足してご答弁申し上げたいと思えます。

まず、道路特定財源の暫定税率の件でございますけれども、こちらにつきましては、先ほど町長からもご答弁あったとおり、総額で7,300万円が減額されるというようなことでございます。地方道路譲与税につきましては、本来の決まりでは、ガソリン1リットル当たり4.4円でございますけれども、暫定税率でございますと1リットル当たり5.2円。また、自動車重量譲与税につきましては、自動車重量の0.5トン当たり2,500円のところを6,300円、これが一番大きい割合になるのですけれども、約2.5倍になっています。それと自動車取得税におきましても、同じように本則では、自動車取得価格の3%のところ、暫定税率ですと5%というようなことになっておりまして、それが暫定税率で高い負担になっております。それが今まで交付金という形で各地方公共団体にきていたものでございます。

次に、基金の運用でございますけれども、先ほど西村議員からお話があったとおり基金もでございます。20年度におきましては、500数十万円の積み立てを予定してございますけ

れども、平成14年当時、ペイオフ等の仕組みが変わりまして、1,000万円までしか保障されないというようなところがございますので、安全で確実な運用をしなければならないという本来の趣旨がございますので、運用したかったけれども、固まってしまってできなかったのかなというようなのが問題だと思います。先ほど町長からお話がありましたとおり、今後は、金融機関等の状況を見まして運用をしてみたいと思っております。

現在、運用しております基金は、トータルで約10億円程度運用する予定で今進めております。現在、平成20年度の当初予算におきます基金の残でございますが、当初に基金を繰り入れいたしますと、約20億円程度が特定目的基金それから財政調整基金等、合わせまして20億円程度でございますので、その半分程度を運用していきたいとそのように考えております。

議長（岩佐康三君） 西村重之君。

3番（西村重之君） 最後になりますけれども、3回目の質問ちょっとさせていただきます。

歳入対策で一応中心になってくると思うのですけれども、先ほど、旧利根中跡の再利用について、具体的な計画書が出されていないと、口頭だけの申し込みであり、正式な申し込みかどうか、またそれに伴う打診だけなのか、その辺はもう一度ちょっと確認させていただきたいなど。我々説明を受けた中では、大手企業の商業関係、それから場外馬券場、それともう一つ何か今青少年の云々という話、出されたと思いますけれども、これ以外にもまだまだあるのじゃないかなという、見込みだけなのですけれども、その辺ちょっと具体的に、出せるのであれば出していただきたいなというように考えております。

それと、最後になりますので、町長の最後の意気込みだけをお聞きして質問を終わります。

龍ヶ崎市と利根町の農協は既に統合スタートしております。龍ヶ崎市との合併はまだまだ時間がかかると思います。合併に向けたこれからの財政基盤の立て直しが必要であり、特に歳入面についていろいろ質問させていただいておりますが、現在おかれている利根町の厳しい財政事情や今後の施策について、住民に速やかに説明し、理解を得るとともに、行政、議会、住民が一体となって努力していくことが大切だと考えております。住民が望む龍ヶ崎市との合併に向けた町長の意気込みを再度お伺いし、質問を終わらせていただきます。

議長（岩佐康三君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） それでは、ご答弁申し上げます。

歳入確保についての、特に旧利根中跡地の利用でございますけれども、これは打診というか、口頭でのいろいろな申し込みでございますので、書類上の、どういうふう土地利用をすとか、今の現施設をどういうふうにするとか、交通問題はどうするのかといったそ

ういうのは全然私どもには提出はございませんので。今皆様方に申し上げましたのは、昨年から申し上げましたのは、こういふことで申し込みがありましたよということだけお話を申し上げたところでございます。そういう面では、もう少ししっかりした計画書を出させて、その上で皆さん方に申し上げた方がよかったのかなということもでございますけれども、やはり知らせた方が、というようなことで、議論に付した方がということでは申し上げさせていたただいたところでございます。

それから、合併についてでございますけれども、先ほどから申し上げましているように、龍ヶ崎市との合併は、あきらめたわけでも何でもございませぬ。ようやく龍ヶ崎市が、初めて市民に対してのお知らせということで、今の現状を周知したところでございますので、私は新たなスタートを切ったのかなというふうには思っております。

またJAのことにちょっと触れておられましたので、申し上げますけれども、私はJAの合併につきましても、大変力を入れて、ここまで合併にこぎつけたわけではございまして、やはりJA合併することによって、少しは龍ヶ崎市民の方も合併のよさといいますが、そういった合併に対する言葉もう既に忘れた言葉のような、過去の言葉のように思っている方が多いのではないかとこのように思っていますので、もう一つ合併と統合ということについて、龍ヶ崎市と利根町が、経済面あるいは行政面で一緒になることのメリットを考えていただきたいなということで、この統合には力を入れてきたわけではございます。幸いこの統合がなしましたので、今後は、このJA等の会議につきましても、私も顔を出す機会が多いかと思っておりますので、龍ヶ崎市民に語りかけていきたいなというふうには思っております。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） これで西村重之君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

午後零時03分休憩

---

午後1時30分開議

議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

3番通告者、4番白旗 修君。

〔4番白旗 修君登壇〕

4番（白旗 修君） 3番通告、4番白旗 修でございます。

これから一般質問をさせていただきます。

最初に、町長の給料と退職金を減額すべきではないか。

平成17年度から開始した集中改革プランと、平成18年度から発足した財政健全化プランは、町執行部の努力を認めるものの有効な歳入増収策がなく、歳出削減策も不徹底であり、迫りくる財政赤字を回避できるプランではないと私は思います。そこで、今後の財政立て

直しの一環として、町長の給料、期末手当を含みますが、町長の給料のさらなる減額と、退職金の大幅削減を実行すべきではないかと私は考えます。町長のお考えを伺いたいと思います。

2番目、物品とサービスの調達コストの削減努力は十分か。

物品とサービスの調達コストの削減は、歳出削減の最重要の課題でございます。そのためには、より多くの業者の参加による一般競争入札を行うことがかぎになります。多くの業者の参加には、昨年12月の定例会で私が提案しましたように、インターネットを使った電子公告が有効であり、業者がいつでも入札に参加できる体制を整えることが重要でございます。しかるに、財政担当課によりますと、平成20年度の入札業者は、平成18年度に登録済みであり、追加登録するにしても秋ごろになるということでもあります。財政難の今日、あらゆる可能な手段を早急にとるべきであるのに、財政担当課はこの件について何もしていないと私は思います。なぜすぐ取り組めないのか、回答をお願いいたします。

3番目、乗り合い型タクシーの収支目標及び運行計画は妥当か。

9月定例会で補正予算が決まった乗り合い型タクシー、あるいはデマンド型タクシーと呼んでいるようですが、乗り合い型タクシーの年間の正味の赤字額は約409万円と、当時、9月の時点では想定されておりました。しかし、企画財政課のその後の検討では、正味の赤字が991万円に増加しております。さらに今回提出されました平成20年度の予算案によりますと、991万円の赤字ではなく、さらにふえて1,160万円の赤字が見込まれます。また、スクールバスは運行計画を改めれば、乗り合い型タクシーを使わなくても実現でき、経費をもっと削減できるのではないかと思います。その点について、担当の課、教育委員会からご答弁をお願いします。

4番目、昨年末の地区懇談会は住民のニーズにこたえたか。

昨年11月30日と12月1日に、4会場で地区懇談会が行われ、総合振興計画第3期基本計画の説明会がありました。財政危機のこの時期に、前の第2期計画の焼き直しに近いこの計画を説明することにどれだけの意味があったのでしょうか。住民の関心時である合併問題、財政問題、関連して旧利根中跡地利用問題について、執行部は、ほとんど何もそのときに説明しておりません。

地区懇談会は、住民の声を吸収する重要な場であると町長は言っておりますが、町長就任以来2年8カ月の間に開いた2回の懇談会、1回は集中改革プランの説明会であり、もう一つは今回の第3期基本計画の説明会でありましたけれども、これは単なる行政側の説明会に終わっているのではないのでしょうか。町長はこれで住民による行政を実現していると考えておられるのか、町長のお考えを伺いたいと思います。

議長（岩佐康三君） 白旗 修君の質問に対する答弁を求めます。

町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） それでは、白旗議員の質問にお答えをしてみたいです。

まず、町長の給料と退職金を削減すべきではないかというようなご質問でございます。

私の給料につきましては、たしか県内町村下から2番目だったと思います。どのくらい低額で働けばいいのか、これはやはり住民の判断にお任せするしかないというふうに思っております。

私は、議員の皆様方の報酬を含めまして、労働、骨折りの対価としての給付であると理解しております。また議員の皆様方もそう思っておられると思いますが、役務の対価として、専業として当たるには、また人材を発掘する上で、引き下げるのではなく、私は十分に活用できる給付が必要であると、このように考えます。そのことにより、専業として多くの人が、特に若い人も、町長、議員を目指すべく選択肢であってほしいと、このように願っておるところでございます。またその前提となる財源について、早急に確保しなければならない問題というふうに考えております。誠心誠意努力中であり、これまた議員各位の皆様方のご理解を得なければなりません、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

それから、退職金につきましては、さきにもお話したかと思っておりますけれども、申し上げますが、一般職と同様に茨城県市町村総合事務組合から支給されます。この事務組合は、茨城県内市町村と一部事務組合で組織しておりまして、退職金の支給のほかに、県民交通災害、それから非常勤職員及び非常勤消防団員の公務災害、これらの災害に対する補償の事務等を共同で処理しているところでございます。

ご質問にありました町長の退職金につきましても、この総合事務組合の条例、それから規則に基づいて支給されているため、町が単独で減額することはできないものでございます。しかしながら、退職手当は、給料月額を基礎として計算いたしますので、特別職の給料を減額することによって、自動的に退職金も減額することになります。そのため、集中改革プランの中で、町長の退職金の減額につきましては、特に取り上げてうたっていないわけでございます。

次に、2番目の物品とサービスの調達コストの削減努力は十分かというご質問でございますが、12月の議会のご質問において、物品とサービスに土木建設を含むということでございましたので、建設工事も含めお答えしたいと思います。

入札については、業種といたしましては、建設工事、委託、物品に分けられると思っております。これは3月3日現在でございますけれども、平成19年度までに行いました入札案件は、工事が25件、契約金1億9,850円、落札率が94.8%。委託費で29件、契約金、契約額が8,207万9,850円、落札率が90.8%。物品が8件でございます、契約額1,524万750円、落札率84.1%、これが実績でございます。

そこで、一般競争入札でございますが、だれでも資格のある者に公平に門戸を開放し、不特定多数の相手の中から最も適当と思われるものを選定でき、公平性と機会均等性があ

るといわれております。一方、不信用、不誠実なものが入札に参加して、公正な執行を妨げたり、手続が煩雑であり、経費の増嵩を余儀なくされているという短所があります。

指名競争入札は、資力、能力、信用、その他についてに相当と認める特定多数の競争加入者を選んで競争させ、その中から相手方を決定する方法で、不信用、不誠実なものを排除でき、手続も簡単であるといわれています。一方、決定に当たり、一部のものに固定したり、偏ったりすることがないとは言いがたいことから、指名基準を定め、できるだけ機会平等に、かつ公正に行うように措置をする必要があります。このようなことから、地方公共団体においては、指名競争入札方式で行われてきた経緯がございます。

また、地方公共団体は、地域経済の活性化や産業の育成、地元雇用の確保の観点から、地元業者の受注機会の確保にも配慮する必要があると考えています。今まで、契約のコストの削減は、歳出経費を抑制することが重要なことと考え、事務用消耗品の入札、一括契約、帳票類を統一方式にして一括印刷など、経費の削減に取り組んできたわけでございます。

また、現在、町といたしましても、入札制度の見直しの中で、建設工事委託につきましては入札の契約の手続の透明性、公平性及び競争性の向上、及び入札参加者の事務効率化を図るため、平成20年度から新たに郵便入札制度を導入することになっています。これは、現行の現場説明会を行わず、入札を郵便で行う方法に変えるもので、公正性と競争性が一層向上するものと期待をしているところでございます。その中で、一般競争入札を拡大する制度の見直しにつきましても、平成20年度中に検討していきたいと考えています。

議員ご指摘の、コスト削減は、どこまでいけば努力の結果を認めていただけるかわかりませんが、今後のコストの削減のために、さまざまな取り組みを行ってまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、業者がいつでも入札に参加できる体制を整えることについてでございますが、入札の参加資格につきましては、規則により手続が必要になります。その入札参加資格申請の受け付けですが、現在、追加受け付けは原則行っていませんが、先ほど申し上げました入札制度の見直しに伴い、年度途中の受け付けを検討しているところでございます。

次に、乗り合いタクシーの収支についてご説明する前に、まずデマンド型乗り合いタクシーの運行形態についてご説明申し上げます。

この乗り合いタクシーは、公共交通空白地帯で、高齢者や自動車を運転できない方々に公共の交通手段を提供するもので、8人乗車できるワゴン車2台で、1日それぞれ5便、運行をすることになっています。

この乗用タクシーは、相乗りで乗車いただくもので、利用者の自宅まで迎えに行き目的地まで乗車いただきますので、利便性が高く、町内全域を運行エリアとすることから、すべての住民が受益者となる公共性の高いサービスを提供できるものと考えています。また、小学校の統合により、今年の4月から、文間小学校に通学する小学生の通学用の足として、

デマンド型乗り合いタクシーと福祉バスを運行することになっています。また布川小学校の小学生の通学用の足につきましては、福祉バスで対応することになっています。これは新たに大型バスを通学用のバスとして運行するより、経費の節減が図られることから、小学校統合委員会で協議をいただき、福祉バス及びデマンド型乗り合いタクシーを供用しての運行となったもので、スクールバスのみはいたしません。

また、茨城県におきましては、平成19年10月に、茨城県公共交通活性化会議を設立しています。これは県内44市町村の連携を強めるものでございます。そして高齢化社会の進行や、活力あるまちづくり、環境の保全などに対応するには、公共交通は極めて有効な手段であり、その維持確保を図ることは重要なことであると認識しております。このことから、公共交通の維持確保に向けて、関係者が相互に連携して、各種対策に取り組むために、茨城県では、昨年4月に策定をいたしました茨城県公共交通活性化指針を策定しているところでございます。

この指針は、市町村の役割について三つほど述べてございますして、一つは、コミュニティバスの運行。二つ目といたしましては、デマンドタクシーの運行。三つ目といたしましては、路線バスの維持。この三つの柱として、住民や地域、交通事業者及び行政がよりよい公共交通のあり方を協議して、それぞれの共通理解においてみずからの役割に応じた取り組みを行うことを基本的な考え方として、茨城県公共交通活性化会議を設置いたしました。さまざまな対策を検討して取り組むということでございます。公共交通の維持確保は、非常に重要なことであると考えていますのでご理解をいただきたいと思っております。

それでは、収支についてご説明申し上げますと、これにつきましては、担当課長から説明をさせます。

それから、スクールバス運行計画につきましては、教育委員会の方から説明をさせたいと思っております。

四つ目の地区懇談会の件でございますが、地区懇談会は、単なる行政の説明であり、住民よる行政を実現していると考えているのかというふうなことでございますが、昨年度につきましては、各行政区の要望に基づきまして、集中改革プランを中心に町政のご説明をしたその後、各住民の方々からご意見の提言をいただいているところでございます。また、今年度につきましては、第3期基本計画の説明をしながら、今後5年間の事業や要望を初めとして、どのようなまちづくりをしていったらよいのかというようなことを、生の声を聞くために行ってきたわけでございます。

この第3期基本計画は、基本構想に示された施策の大綱を、第2期基本計画の成果を踏まえて、基本構想を実現するために必要な手段、施策を具体化して、体系的に明らかにしたもので、実施計画、毎年度の予算編成の基礎となるものでございます。

このように、いずれにいたしましても、形は違いますが、まずは町からの情報提供の場をつくりまして、町の事業等を町民の皆様方にご理解をいただくとともに、町民の皆様が

直接町政に参画することができる機会の一つとして地区懇談会を開催してきたわけでございます。地区懇談会において、町民の皆様方のさまざまなご意見、ご提言をいただき、町民の皆様様に町政に参画していただくことは、町民による行政実現のために必要なことであり、このように認識をしておるところでございます。

議長（岩佐康三君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、収支についてご説明申し上げます。

まず、オペレーションシステムの機器につきましては600万円でございます、ランニングコストではございませんので。

次のランニングコストでございますが、運行委託が1,000万円、オペレーターにかかります人件費が300万円、無線機の保守点検、電波使用料などの雑費で10万円、燃料費が約133万円で、支出総額は、全体としまして、今回の予算でご提出させていただきました予算案とは若干数字を切り上げとか切り捨てしてございますので、支出総額は約1,443万円を想定してございます。この中で、交通事業者が運行に要する経費が約1,000万円となっておりますが、これに対しまして、利用者が乗車時に支払う利用料金が発生しますので、これを差し引いた額が不足額というような形になります。

料金の方でございますが、一般の方また通学、それから小学校の通学に関しましてご負担いただく運賃収入が約900万円でございます。そのことから1,000万円から900万円を引きますと、町補てん分が約100万円というようなことになります。しかし、東文間の通学の分につきましては、教育委員会で料金を肩がわりいたしますので、実質は、町補てん分が約400万円、これにオペレーターの人件費と保守費用、燃料費を加えたもの約840万円がランニングコストと想定してございます。

議長（岩佐康三君） 教育委員会事務局長鬼沢俊一君。

〔教育委員会事務局長鬼沢俊一君登壇〕

教育委員会事務局長（鬼沢俊一君） それでは、白旗議員のご質問にお答え申し上げます。

スクールバスの運行計画につきましては、小学校統合検討委員会の答申を受けまして、その詳細を決定するために設置いたしました統合小学校準備委員会におきまして、布川小学校、太子堂小学校及び文間小学校、東文間小学校の保護者の代表の方々を含めました委員の皆様方にご協議をいただいた結果、福祉バス及びデマンド型乗り合いタクシーを供用しての運行と決定したものでございます。

運行計画の詳細でございますが、布川小学校へ通学する児童につきましては福祉バスを利用していただきます。利用の対象となる児童は、押付本田の全学年、フレッシュタウン、八幡台の1、2学年が対象でございます。布川小学校の登校時につきましては、県道取手東線の押付本田、大利根バス停を始発で、フレッシュタウンの中央通りを通り、県道千葉

竜ヶ崎線を横断し、布川小学校、現在の太子堂小学校へのルートでございます。また、下校時でございますが、布川小学校の児童は帰りも福祉バスを利用させていただきます。

次に、文間小学校へ通学する児童でございますが、福祉バスとデマンド型乗り合いタクシーを併用させていただきます。文間小学校の登校時につきましては、布川小学校に到着をいたしました福祉バスが、児童を降車させた後に布川小学校を出発し、県道取手東線の中谷十字路近くの福祉バス停、生涯学習センター、立崎関鉄バス停、加納新田の利根東部農村集落センター、惣新田、中坪を經由し、県道立崎羽根野線の文間地区農村集落センター交差点から町道112号線に入りまして文間小学校へのルートとなります。

また、デマンド型乗り合いタクシーで文間小学校に通学する児童は、10人乗り2台に分乗していただきます。1台は、羽中、土手、福木、切戸を經由し文間小学校へ、もう1台は、土手、中谷、南野原、加納新田を經由し文間小学校へのルートでございます。

次に、下校時についても、文間小学校の児童は、福祉バスとデマンド型乗り合いタクシーの併用となります。登校時に、福祉バスを利用した児童は、下校時も原則として福祉バスを利用させていただきます。

ただし、下校時刻によっては、福祉バスの運行規定により別のルートを巡回しているため、福祉バスで登校した児童についても乗り合いタクシーを利用させていただくことになります。また、登校時に乗り合いタクシーを利用した児童については、下校時も乗り合いタクシーの利用となります。

なお、福祉バスは、朝の1便は通学専用となっておりますが、それ以外の便は、一般の町民の方も乗車しておりますことから、乗車定員に制限がございます。また、福祉バスは1台で町内全域を2ルートで巡回しているため、先ほども申し上げましたとおり、小学校の下校時間と調整することができない時間帯がございます。これらを補う必要がございますことから、乗り合い型タクシーと併用するものでございます。どうかご理解をいただきたいと思っております。

失礼いたしました。定員が10人と、先ほど申しましたが、8名とのことでございますので、訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（岩佐康三君） 白旗 修君。

4番（白旗 修君） それでは、質問を続けたいと思っております。この乗り合い型タクシーにつきましては、データを準備をして、私のデータそして執行部側のデータ両方が、今お聞きになっている皆さんにわかるように全部配付していただかないとなかなかつかめないのですねけれども、それはできないということですので、細かいところは省略いたします。とにかく執行部側の言っている数字と私の言っている数字と違います。

その話はまたあとにしまして。まず1問目の、町長の給料と退職金を減額すべきではないかということに対しまして、それぞれの働きに応じてそういうものが出るのだということもおっしゃっていたようです。私は、一般職員、一般の行政職の方々につきましては、

まさにそういうようなことを最大限配慮すべきであろうかと思えます。しかし、特別職の人間は、必ずしもそういう発想ではなくて、やはり住民から直接選ばれた人間ですから、むしろみずから自分の働きを含めて、この財政の状況を見ながら、こうあるべきではないかということ語りかける、そしてみずから実践することが大事なことはないかと思えます。

住民のご判断を待つのではなくて、これは特別職の人間は、みずから状況を判断して、そして特に住民に痛みを強いるわけですから、あるいは行政職の一般の職員にも今度3%給料減らすというお話のようですし、そういうことを求めるのであればあるほど、しっかりとみずからの取り分というものについて、みずからが範を示すような考え方で減額に挑むべきではないかと思えます。

今ご承知のように、インターネットという非常にすばらしい情報収集道具がございます。もちろんインターネットにはイカサマな情報もありますけれども、役所のホームページのように極めて正確な情報もございます。そういうような中から見ていきますと、他の自治体では、選挙のときから、自分の給料は半額でいいと、あるいは7割カットすると、私の退職金は今までの半分でいいとか、何カ月でいいとか、こういうことを言って当選している方もいますし、また当選後、現実の財政状況を見ながら、みずからそういうことをやっているところも多いわけであります。

それから、退職金は、全国的にそういう事務組合で決めているんだというお話でございます、町長もみずからおっしゃっていましたが、毎月の給料を下げれば退職金も下がるんですね。今、町長の給料というのは、1年につき5.4か5.5カ月です。4年任期ですから22カ月程度の退職金が出るわけです。これは普通の一般の企業では考えられない高額な退職金でございます。そういうものと必ずしも比較する必要はないのですけれども。しかし、ご承知のように、国の省庁の事務次官とかそういった人たちも問題もお聞きになっているように、行政体の首長とかそういうレベルの人たちの退職金は高過ぎるというのが一般的です。

私はトータルとして半分にすべきではないかというふうに思っています。もちろんこれは強制力はないわけで、あくまでも自主的にどう考えるかということでございますけれども。これは今多くの住民に、そして一般職員にいろいろの痛みを強いるのであるわけですから、昨年度20%給料を減額しておりますけれども、これではとても足りない、私の考えですけれども。議員はその前に、議員自身が定員を削減し、給料を下げております。そういうところから見ても、議員の報酬もどうかという問題はまた別途ありますけれども、今それは別にしまして、少なくとも、特別職の町長などについては、そういったものの考え方でないと。県下の自治体の中で、私は2番目に低い給料だというようなことをおっしゃっているようでは、これは財政削減に対しての姿勢は一体何なのかというふうに私は感じます。そういうことで、ぜひご自分の給料と退職金の大幅なカットを期待したいと思って

いるわけでありませぬ。

それから、2番目の一般入札をもっとやるべきではないかということは前にお話ししましたように、10月の定例会のときにも言いました、結局何ら変わっていないわけですね。私は今回の予算案を見ましても、私が部分的に見ても、明らかにこれは4月から下げられるというものが下がっていないのです。つまり削減努力が、いろいろの方法をもってやろうと、皆さんとしてはやっているかもしれませんが、まだ足りない、その方法の一つとして、一般競争入札、指名ではなくて、そういうようなことをもっと、とにかくやってみるという姿勢が大事だと思うのです。もちろん、そういうことによってかえってマイナスが起きたりすることがないようにする必要がありますけれども、私の見るところでは、やろうと思えばすぐできることなのです。電子入札、電子公告ですね、一般競争のための業者の募集なんていうのはすぐにできることなのですが、それをやろうとしない。またそのほかにもいろいろ削減方法があるかと思いますが、そういうことをやらないというのは、少なくともいろいろの考え方を取り入れて試行錯誤をしようという努力が非常に足りないとは私は思っております。

少なくとも私が見るところ、何件か明らかに今の予算の3分の1、あるいは場合によっては2分の1のコストでできるものがございませぬ。つまびらかに私が見ればもっと出てくる可能性はあるのですけれども、少なくともサンプル的に見たところでもそういうものがございませぬ。ですからもう少し本当にコスト削減ということをやるといふのであれば、いろいろの方法を積極的に試みるという姿勢を、私は、欲しいですね。明らかにやったらできるかもしれないということをやらないというのは、これは不作為の罪だ、罪という言葉ちょっときついですけれども、そういうことになるのではないのでしょうか。

それから、3番目の乗り合いタクシーの問題でございませぬけれども。私たちが、9月のときには10人乗りと聞いておりましたけれども、8人乗りというの、これも今初めて聞きました。教育委員会の事務局長も今初めて聞いたような話でございませぬが、8人と10人ではちょっと違う問題がありますけれども、それは一応別にしまして。9月の段階にいただいた資料で見ますと、少なくともこれは議員全員にわたっているものですが、9月のときに全員協議会のときにわたった資料です。これによりますと409万円の赤字というふうに出ております。ところが9月に渡されたものには、スクールバスの費用は、持ち出しは入っていないのです。それから運行業務委託も、もっと安い907万円、今1,000万円ちょっとですね、そういうふうになっていませぬ。ですから赤字はふえてしまっているのです。

そのことについて、12月に出てきた補正というのは19年度分だけですけれども、その補正をどういうふうになったかという説明は、少なくともその後、公式には受けておりませぬけれども、私が見るところでは、先ほど申しましたように持ち出し、総支出が1,500万円、そして収入が、あのと通りの予定でいきますと504万円ですから、四、五百万円の赤

字になる、持ち出しになるということになります。ごめんなさい、差し引きスクールバスのお金も込みで考えますと、1,160万円ほどの持ち出しが毎年発生するというございます。

これは12月にも説明がありましたけれども、総務省の特別交付金、頑張る地方応援プログラムという特別交付金を3年間もらうという前提でやっていて、それがもらえるようになったようです。ですから、3年間は赤は出ないかもしれませんが、しかし4年後確実に出てくるわけです。そういうようなことについて、住民に十分説明をしていないではないですか。住民にアンケートをとったときには、どれだけの持ち出しになる、どれだけの利用を見込む、だからどうでしょうかというそういう問いかけはやっていないのですね、アンケート、そういうような計画の全体をよく説明した上でゴーということになっていないです。一方的に町の方でやるという話にもっていつてしまっている、もう4月にスクールバスの問題があるものだからそれで押し切ろうとしている、これは非常に非民主的なやり方です、と私は思っております。

それから、会議の持ち方も、極めてオープンでない。いつの間にか地域公共交通会議というものを1回開いて、そこに本当の住民代表としては疑わしい人が2人、現実には1人欠席しましたから1人しか出ていないのですけれども、何もわからない人が出て、それで収支計画の説明もなく、それでゴーだと、こういうやり方をされているのですけれども、こういうやり方が果たしていいのかどうか。少なくとも4年目以降1,000数百万円ごとの、多分これは人件費等が上がって、毎年毎年業務委託費は上がっていくと思いますけれども、それを十分理解した上でやる気であるようですけれども、とんでもない話だと私は思います。今すぐやらなきゃいけない理由は、もし時間があれば言えますけれども、余りないと思います。

それからもう一つ、教育委員会の説明で、一般の方々必ずしもわからないかもしれませんが、要するに、今までスクールバスで拾っていかなきゃいけないところではないところの児童までも拾おうとしている、そのために乗り合いタクシーが余分に要る。学校統合が4月からスタートしますから、4月に間に合わせるために無理やりこれをやろうとしている、こういうふうに私は思っています。これは教育の基本の問題もあるのですね。公教育をどうあるべきかという基本が欠けている。

文科省の考え方ではスクールバスというものを使わなきゃいけないというのは、3キロメートル以上離れたところから通学する子供にはスクールバスもあり得ることなのですけれども、今この利根町がやろうとしていることは、3キロに全然満たないところの児童を拾ってやると、そのために、毎年300万円の教育委員会は持ち出しをするわけです、学童からはお金が取れないという。最初は9月の説明では学童からお金を取ることにしてあったのです。今は、学童から金が取れないというので、教育委員会の持ち出しになっているのです。これは計算の中に入っていないのです。よく見ないとわからない。

そういうことで、公教育のあり方、児童に歩かせてもいいところをわざわざやるというようなところ、その辺ちょっと細かいこと時間がないのでやめますけれども、そういう問題を全然十分討議しないで、各学校の統合委員会の皆さんの意見に、私から言わせると押されて、そのまま予算化してしまっている、ルートを決めてしまっているというふうに私は思います。これは本当に公教育のあり方を考えながら、そして町の支出をできるだけ抑えようとするそういう発想が全く見られないと私は申し上げたいわけであります。

4番目の地区懇談会のことをございますけれども、町長のご答弁は、私から言わせると余り説明になっておりません。町長は前から、選挙のときから、それから就任のときから、私が指摘しておりますが、住民による行政をやるんだ、こういうことをはっきりと言っておられます。平成17年の9月か10月の「広報とね」にでかでか書いてあります。では住民による行政とは一体何なのか、それを町長にお聞きしたいわけであります。私はそういう住民による行政に全くなっていない。

先ほどの地区懇談会につきましても、懇談じゃないのです、説明にしかすぎない。しかも集中改革プランという、あれはだれが見ても簡単にわからないものをばあっと説明して終わりです、簡単に言えばそんなことです。この間の第3期基本計画につきましても、あの中身突然出されて、中身を一遍にそこで理解できる人いないと思うのです。この間こういうのを渡されたわけであります。会場に行った人だけ。これをばあっと説明して、これを見て、役場のホールに来た人が1人、ご説明聞いてこれを見ていると、町役場が火の車だとはとても思えませんね、すばらしいバラ色ですねなんて、本当のことなのか皮肉を込めたのか、そんなこと言っていました。私はまさにそのとおりだと。

一応読んでみるといいこと書いてあるのです。でも、このいいことというのは、その前に出された第4次基本計画、この冊子ですね、これは5年前に出されました。これの2期基本計画、これとほとんど中身は同じなのです。もちろん5年かかっていますから、これには新しい国の施策を織り込んだりしています、入っています。でも基本は同じなんです。アンケートも、何が一番不便と申しますか、5年前と同じもの聞いている、同じ答えが出てくるのは決まっているわけです。栄橋が込むとか何とかそういう答えが同じような比率で出ています。こういう東京あたりのコンサルタントにつくってもらったようなこれを、わざわざ時間をかけて、去年いっぱい、住民にも参加してもらってこれをつくったわけですけれども、今、町がやらなきゃいけないことはこんなものの焼き直しをつくることではないと私は思っているわけです。もっと大切なのは、どうやって財政を立て直すか、歳入をどういうふうにするか、そういうようなことだろうと思うのですが、私から言わせると余り意味のないことに随分時間をかけている。それはちょっと余談ですが。

要するに説明会であって、地区懇談会にはなっていないのです。単純に町がつくったものの説明会、これで対話ができているか、全くできていません。それが、2年6カ月くらいたってやっと説明会しかやっていないのです。これで住民による行政でやっているの

すか。しかもいろいろの委員を選ぶときも、公募はほとんどなくて、町長が思った人をピックアップしてやらせる、これが住民による行政なのか、私には全く解せないわけでございます。そういう点で、住民による行政というのは、何をどういう条件があれば住民による行政なのかということを改めて町長にお聞きしたいわけです。

それから、町長については——町長は1問目と、4問目だけお答えいただきたいのですが、ご自分の給料と退職金と、期末手当も含め、私は半分くらいにさせていただくくらいの気構えでやっていただいて実行していただきたい、そういう覚悟があるかということ。それから4番目のこの問題。コスト削減のための方法として、4月の予算を執行する前に、業者契約をする前に、私が言っているような方法をとるということをやるかどうか、企画財政課長にお伺いしたい。

それから、企画財政課長、教育委員会事務局長、両方ですけれども、スクールバス計画の、やらなくてもいいところまで運行ルートをつくって、余計なお金を使ってやるということを、私は是正すべきだということを主張しているわけですが、それについてのお答えをいただきたいと思います。

それからもう一つ、住民に町のことを知らせるところで、私は前から全く情報開示が不十分だと思って言っているわけです。先ほども言いましたように、ここにも我々が議論しているデータを、傍聴者も含めて全員に、できるだけ渡すようにしてほしい、あるいはフリップを使ってそこに大きく提示するようにした方がいいのじゃないですかと言っても、取り上げてもらえていませんけれども、そういう情報を多くの人に示そうという努力が非常に欠けています。

これはご承知のように「りゅうほー」ですが、「りゅうほー」でも財政のことについて非常に詳しく説明をしています。シリーズでやっています。それから、これは最近手に入れて驚きましたけれども、皆さんもよくご承知の、ニセコは、この財政の内容を物すごく詳しく、財政以外も入っていますけれども、これを全戸に配っている。しかもお金は驚くことに400円しかかかっていないそうです。400円でできるかどうか別ですけれども、それくらい、しっかりしたところでは情報を皆さんに開示しようとしている。

この町は、ちょっと詳しいデータをもらいに行っても、情報開示手続をとらないと出せませんと、資料は一部20円ですと、とんでもないコピー代を取られるわけです。こんなやり方は一体住民に情報をしっかり開示しているのか、極めて疑わしい、これも住民参加を大きく妨げている一つだということです。済みません。

以上です。

議長（岩佐康三君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） いろいろご指摘をいただきましたけれども、議員の主張はよくわかりましたが、私が、言っていることを、やるかやらないかということは、私は全面的に

はお聞きするわけにはいきませんが、そのことだけ冒頭に申し上げます。

さて私の給与の減額についてでございますけれども、私も、選挙前からとは申し上げませんが、この職についてから、みずから給料等を引き下げたという経緯がございます。特別職報酬審議会等に諮ったということではなくて、みずからやったということだけは評価していただきたいと思っております。

今後の半分にしろというご意見ですけれども、これには少し私はちょっと無理かなという感じがいたします。

先ほども申し上げましたように、市町村にはそれぞれいろいろな事情がございます。そういった中で、首長というのはいろいろ責任も持たなきゃならない、そういうことで大変多忙でございますので、先ほど申し上げましたように、その役務の対価としては、ある程度の対価というのは私は必要であると、このように感じておるところでございます。

それから、懇談会等についてでございますけれども、私は町民の皆様方からのいろいろなご意見、あるいは接するという意味では、非常に、ひざを交えた中の懇談会というのは私はいいというふうに感じておりまして、今までやってきているところでございます。そのほかにもいろいろやり方があるのでしょうかけれども、その辺の何かご提案があれば、こういうふうにやれよというのであれば参考にはしていきたいと思っております。

それから、資料としていろいろなということでございますけれども、利根町におきましても、以前はどうかわかりませんが、今資料は相当出しているように私は思っている、理解しているところでございます。今、ニセコの話やいろいろ出ましたけれども、利根町には、まだそこまでスタッフがそろっていませんので、少し時間がかかるかと思っておりますけれども、そういったことで、やはり町民が知りたいということは、これは情報として提供していくことが行政として当たり前だろうというふうに感じております。

とにかく、住民によるといいますか、町民のための行政でございますので、住民の方のお考えを、ご意見をいただきながら、今後も行政は進めていきたいというふうに思っております。

議員いろいろご指摘をいただきますけれども、やはり行政も議会もそうなので、一人ですけれども、一人でやっているわけではございませんので、自分の意見が通らないから、これは何でもかんでもやれとかやらないとか、そういうのは行政として私は聞けませんので、やはり皆さん方の総意に基づいて私はやっていくつもりでおります。

議長（岩佐康三君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、物品等のコストの削減につきましてご答弁申し上げます。

先ほど、議員からは、もっとコストを下げられるのじゃないかと、足らないのじゃないかというようなご指摘がございましたが、私どもも、今のままで削減ができているとは思

っておりません。そのため、今後も削減のためのさまざまな取り組みを行っていきたいと思います。

ただ、先ほど、事業が3分の1とか、2分の1とかでできるというようなことを申されましたが、やはりさまざまなものには妥当な価格といえますか、妥当なものがあると思っております。そのようなことですので、議員がただいまご指摘いただいたものを参考にさせていただきながら、今後もコストが削減できるように、さまざまな取り組みをしていきたいと思っております。

今回、平成20年度の経費削減の中で、主にコンピューター関係につきましては、まだ見込みなので金額ははっきり申し上げられませんが、約1,500万円程度の削減ができるようなことで今進めておりますので、さまざまな取り組みを今後していきたいと思っておりますので、ご理解いただきますようお願いしたいと思います。

以上です。

議長（岩佐康三君） 教育委員会事務局長鬼沢俊一君。

〔教育委員会事務局長鬼沢俊一君登壇〕

教育委員会事務局長（鬼沢俊一君） それでは、お答え申し上げます。

スクールバスの運行につきましては、先ほども申しましたとおり、小学校適正配置検討委員会から始まりまして、スクールバスの必要性について決定されたものでございます。特に、安全確保のためにスクールバスを出してほしいという意見も強くございまして、検討委員会で協議の結果、決定されたものでございます。

中には、意見として、保護者説明会等では、スクールバスについて、国の基準にとられることなく、町独自の運行計画を立てて、保護者の希望どおり乗れるようにとの意見が強くございました。また、安全第一を考えるのであれば、スクールバスは、近い遠いにかかわらず運行していただきたいという強い意見もございました。また、統合により捻出される予算を他に流用するのではなく、子供たちの安全を確保するために、スクールバスの費用に使うしてほしいという意見もございました。

通学距離につきましては、統合後の文間小学校区で、東奥山新田地区が5.9キロで最長の通学距離となります。また、加納新田の萱沼付近では4.4キロ、惣新田の北河原橋付近で3.4キロとなります。しかしながら、近隣の牛久市では3キロを規定してございますし、全国では2キロで規定をしている市町村もございます。

また、児童の安全を第一に考える上で、現在、犯罪的なもので子供を襲うというような事件が発生してございます。特に、東文間地区は、変質者が多く出没しておりまして危険な場所がございまして。今までにも何件かそのような事例が発生してございます。このようなことから、1人になってしまうようなところ、そういうところの安全面も確保しなければならないと考えております。

また、登下校時の防犯の問題は、たとえスクールバスを利用しても、おりた地点から家

に帰るまで、しっかりとした組織体制での巡回等を、保護者並びに地域の方々にご協力を  
いただきたいと考えております。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） 時間が過ぎましたので、ちょっとだけ、二、三行だけ言わせて  
いただきますけれども。議員は、物品、バス停についてはいいよというようなことござい  
ましたけれども、議員のお言葉の中に、このバスのデマンド型運行につきまして、行政に、  
押し切られているとか、あるいは何と申しますか、保護者でつくった検討委員会の言葉に  
押されているというような、それは非常に非民主的だというようなお言葉がございました  
ので、それについて私は一言申し上げたいと思います。

このデマンド交通等の運行とこれの検討につきましては、地域公共交通会議といいまし  
て、いろいろな方々の意見を取り入れながら、これを利根町で運行しようというようなこ  
とで、いろいろと努力しているところでございます。

議員は、何と申しますか、財政面だけで一生懸命反対をなされておるようではござい  
ますが、私から見れば、この統合によって、少しでも距離が長くなる、児童生徒が不安になる、そ  
ういう保護者の意見、あるいはまた高齢者、弱者等を考えた福祉の面を考慮してこのデマ  
ンド型の交通を導入するものでございます。

議員は、反対しておるようではございますけれども、これは民主的ではないと言われま  
すけれども、住民の方々あるいは関係者の意見を聞いた中でこのデマンド型の導入でござい  
まして、非常に民主的な方法での採用かというふうに思っております。

逆に私から言わせれば、議員がこの決定につきまして、許可を延ばしてくれとか何とか  
ということにつきまして、県の方、国の方に言われておるようですが、これこそ私は行政  
の妨害ではないかというふうに思っている次第でございます。一言つけ加えておきます。

議長（岩佐康三君） 白旗 修君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 3 4 分休憩

---

午後 2 時 4 6 分開議

議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

4 番通告者、9 番今井利和君。

〔9 番今井利和君登壇〕

9 番（今井利和君） 9 番今井が質問させていただきます。

一つ目、国民健康保険税について。利根町国民健康保険加入者は、年々ふえ続けており、  
約7,560人と聞いております。しかし、加入者を守る国保は赤字に陥り、基金を取り崩し

での苦しい経営になっているのも事実です。だれもが安心して医療が受けられるために、平成20年4月より、医療保険制度の見直しが行われ、スタートしますが、前途配付されたパンフレット「変わります国保と老人保健」の内容を見ますと、医療費が多くなったので保険料が高くなります。医療保険制度が変わったので保険料が高くなりますでは、保険料値上げのための制度見直しと判断してしまいます。これでは加入者の理解が得られないと思い、次の3点についてお尋ねします。

一つ、国民健康保険が赤字経営になったわけは。二つ、国民健康保険基金をどのくらい取り崩して赤字補てんをしたのか。三つ、国民皆が持続できる医療保険制度の見直しをうたっているが、加入者の満足を得るには説明不足と思うが納得いく説明を。町長、担当課お願いします。

次に、国民健康保険税滞納についてお尋ねします。

18年決算書を見ますと、国保税の収入未納額が約1億3,200万円あります。なぜこれほどまでの金額になったのか。この未納税額を徴収できれば保険料の値上げに踏み切らないで済むのではないですか。

県内8市町村で、国民健康保険の一部を徴収していなかったことが県の調査でわかったとのことですが、利根町の滞納徴収状況についてお尋ねします。

一つ、未収税額が約1億3,200万円がなぜこれほどまでの金額になったのか、19年度はどのくらいあるのか。二つ目、保険料の徴収漏れがあったのか、その場合どのような状況であったのか。三つ、保険税滞納者に対してどのような対応、対策をとっているのか。四つ目、滞納者に対して資格証明書及び短期証明書の発行件数は何件か。町長、担当課に答弁をお願いします。

次に、小中学校の給食についてです。

厚生文教常任委員会、教育委員会で、利根町の各小中学校を視察いたしました。そのとき給食費未納があるとの話を聞かされました。利根町に転校してきたあるご家族の方とお話をする機会があり、その中で給食の話をし、利根町の給食は手づくりが多く、本当においしいと子供さんが言っているとのことでした。皆で協力しておいしいものを一生懸命つくっているのに、給食費が不足するのでは、安心、安全な給食がくれなくなります。また、未納問題では、県立高校での入学費や授業料の未納額がふえている現状だそうです。その原因の一つとして、保護者の納入意識の低下が上げられています。給食費の納入意識が改革もならないうちに、原油の高騰に伴うあらゆる物や食材の値上げの心配、また中国食品の殺虫剤入り騒ぎ等、安心安全な給食を願う子供たちを取り巻く環境は大変心配される状況です。行政は、学校給食についてどのように考えているかお尋ねします。

一つ、現在、給食費未納は解決したのか、これは先ほど若泉議員の、未納について教育長の方で答えていますけれども95万円未納、あとは小学生が22名、中学生が16名未納者がいますよということなのですからけれども、やはり質問ですので、私にも簡潔にお答えくださ

れば、これは言葉このところはカットしてもらいたいだけでも、編集の方でやる関係上、答えてください。二つ目、納入意識改革の対策はされているのか、これも先ほど若泉議員の質問に答えております。私には総合的に簡潔にお願いします。三つ目、父兄の方々に対し、安心安全な食材提供をしていることを通知したのか。四つ目、給食費の値上げはあるのか、食材費が足りるのか、ということですがけれども、教育長、担当課お願いします。

次に、町活性化と自治金融についてであります。

現在、日本の経済情勢は不安定になりつつあります。サブプライムローン、米国の低所得者向け住宅融資の焦げつき増大で、日本の銀行や株価にダメージが広がり、景気は上向きから後退の傾向にあります。その上、原油高によるあらゆる物品、値上げが始められています。商工業だけとは言い切れませんが、商工業の盛んな町が発展し、活性化しているところはだれでも承知のとおりです。

現在、利根町商工業の方々も、物価高の傾向に打撃を受けており、いろいろな問題を抱えながらも何とか商売に励んでいます。自治金融の融資を受け、材料費等の高騰に対応しようと頑張っている人たちがいます。利根町商工会への補助金は県下最下位です。補助金減額は、町の活性化の後退を招くといわざるを得ません。次の点についてお尋ねします。

やる気のある商工業者に対して、自治金融の融資額はどのくらい予定しているのか。二つ目、前年度の融資件数は何件か、総額はどのくらいになったのかお聞きします。町長、担当課、答弁をお願いします。

次に、水道事業についてでございます。

利根町水道事業の中に、四季の丘土地開発業者が加入していたときの開発負担金約4,500万円がまだ残っていると記憶しております。しかし、この開発業者の土地が競売にかかっている記事を新聞で読んだことがあります。次の点についてお尋ねします。

今まで四季の丘の水道本管修理や点検した分の経費、契約金、違約金とかそういうもので開発業者に請求できるのか。二つ目、以前、水道課で別の開発場所での業者に対し負担金を返金した件がありましたが、四季の丘開発業者に対して、前納してもらっている内金の残り約4,500万円請求できるのか、反対に前納金700万円は返納しなければならないのか、水道課の方にお聞きします。

議長（岩佐康三君） 今井利和君の質問に対する答弁を求めます。

町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） それでは、今井議員の質問にお答えをいたします。

今井議員は、これまで、厚生常任委員会委員長も務められておりますし、また、町の監査委員も長く務められ、経験も豊富でございますので、この国保税につきましてはよく熟知されておることと思います。何が原因で赤字になり、何が原因で未納がふえていくのか

と、整理ができないかというようなことにつきましても、このポイントをつかんでいるかと思しますので、ご質問にはお答えをいたしますが、ひとつその経験から得た知識をご指導いただければありがたいと存じます。よろしくどうぞお願い申し上げます。

さて、まず国民健康保険税が赤字になったわけは、とのことですが、おっしゃるように、歳入歳出から、基金繰入金、前年度繰越金、基金積立金を除いた純粋な単年度収支差し引き額といたしましては、平成18年度決算ベースで3,793万6,867円の赤字となります。これには、あらかじめ基金等を投入してありましたので、決算書におきましては、8,411万5,747円の残が生まれて黒字となっております。

純粋な単年度収支差し引きで赤字に至った原因でございますが、国保加入者の増加及びその高年齢化、医療技術の進歩による医療費増大等による歳出面での増加と、課税対象所得の縮小、それから想定以上の滞納等による歳入面での減少によるものなど、理由として考えておるところでございます。

また、歳出に見合う歳入を確保するには、本来であれば税率を上げて対処する方法もあったわけですが、周辺市町村の動向や基金残高から判断をいたしまして、税率据え置きのために取り崩しを選択した次第でございます。また、基金の取り崩し額につきましては、決算書にも出ておりますように、平成15年度は1,122万6,000円、平成16年度は1,585万3,000円、平成17年度はゼロでございましたけれども、平成18年度は1億1,877万7,000円でございます。なお、平成19年度につきましては1億1,201万1,000円を見込んでおります。

次に、医療保険制度について、加入者の満足を得るには説明不足ではないかのご指摘でございますが、マスコミによる報道に加え、町といたしましても、「広報とね」に記事掲載しているところでございますが、今月末に、保険証と後期高齢者請求書の送付を予定しております。そのとき、制度についての解説したパンフレットを同封いたします。また、町民生活窓口、電話による問い合わせでの説明も、なるべくわかりやすくするように心がけるよう職員に指示しておるところでございます。

次に、国民健康保険税の滞納についてでございますが、未納額が、なぜこれほどまでになったのかというご質問でございますが、議員のおっしゃる収入未済額1億3,170万3,450円でございますが、国保制度の土台を揺るがす重大な問題と認識しております。

全国的な傾向として年々収納率が落ちているわけですが、この要因といたしましては、主に、納税義務者のモラルの低下、所得に占める国保税の割高感による納税意欲の低下、また滞納処分の難しさ、このあたりに起因するものではないかと考えております。

また、質の変化という部分もございまして、従来は、勤務先の健康保険に加入することができない自営業者、農林水産業従事者の受け入れとして国保があったわけですが、最近では、徐々にではありますが、年金受給者やフリーター、パートの受け皿になりつつあります。老人世帯、単身者世帯、低所得者世帯の増加は、国保財政の圧迫に

つながることが多く、現在は、加入資格の適正化を図っているところでございます。

議員ご承知のこととは思いますが、参考までに申し上げますと、利根町の場合は、平成18年度現年分の徴収率は93.62%、町村の名前出してはあれなのですけれども、五霞、東海、常陸太田に続いて、茨城県では上から4番目ということで、決して低い収納率ではないというふうに思っております。

次に、国保税の徴収漏れがあったかとの質問でございますが、新聞等で報道された県内8市町村のような共有名義固定資産での資産割の放棄は、事務処理の煩雑さはともかくといたしまして、公平な税負担の原則を踏み外すものでございますから、利根町におきましては放棄したことは一度もございません。

次に、滞納者に対する対応、対策でございますが、督促状の送付、資格証明書交付による給付差し止め、保険証の有効期限短縮等を実施するとともに、窓口での分割納付等の納税相談を常時行って解決に努めているところでございます。また、滞納者に対する資格証明書及び短期保険証の発行件数でございますが、平成19年度交付分で、資格証明書が175世帯、短期保険証が177世帯となっております。

それから4番目の、町活性化と自治金融についてでございますが、市町村中小企業事業資金制度は、商工行政の一環として、中小企業の事業資金の融資と、これに関する保証を強力にすることで、中小企業者の金融の円滑化を図ることを目的に、自治金融と振興金融の2種類の資金の融資あっせんを、町が商工会に委託しているところでございます。

ところで、ご質問の中にございます利根町商工会に対する町の補助金が県下最下位といわれましたが、平成19年度商工会実態調査によりますと、そうは変わりはありませんけれども、59商工会中56位というふうになっております。商工会会員数で割った順位は24位であることを申し添えておきます。

それから、一つ目の、やる気のある商工業者事業に対しての自治金融の融資、金額はということでございますが、平成19年度の予定融資総額といたしまして1億6,500万円を見込んでおります。

2番目の前年度の融資件数は何件か、また、総額はどのくらいかということでございますが、前年度の融資金額と件数は、総額で1億2,709万円で、31件の中小事業者が融資を受けております。

最後の水道につきましては、担当課長から説明をさせます。

議長（岩佐康三君） 教育長伊藤孝生君。

〔教育長伊藤孝生君登壇〕

教育長（伊藤孝生君） 3番目の小中学校給食費についてお答えしたいと思います。

まず、第1点目の、現在、給食費の未納は解決したか、また未納者は減ったのか、増加したのかとの質問でございますが、平成19年度においても給食費の未納はございます。先ほどお話ししたとおりでございますが、もう一度お話ししたいと思います。

20年1月末現在で、利根町の小中学校6校につきまして調査したところ、平成19年度の小中学校給食費の総額が5,301万1,620円で、未納額が95万5,960円となっております、先ほど話したとおりでございます。率にいたしますと1.9%でございます。なお、平成18年度と比較しましたところ11万2,230円の増となっております。

2点目の、納入意識改革の対策はなされているかのご質問でございますが、先ほどもお話ししたましたが、利根町では、学校給食費の納入は、口座振替による方法で納入をいただいております。この学校給食費会計は、町の予算とは別会計として経理されておまして、徴収事務は学校ごとに徴収管理をしております。

ご質問のありました学校給食費の納入意識改革の対策でございますが、特に未納対策としては、納入がおくれている保護者あるいは滞っている保護者に対して、文書による督促や、毎月の電話による催促など、保護者あての書類の中で納入期限を周知するなど、学校給食への理解を求めて納入を促しておるところでございます。

現在、教育委員会としては、学校職員への負担が大きくなるように、小中学校との連携を強化し、保護者の皆様へ理解と協力を求めるほか、家庭の経済的な理由により学校給食の納入が困難で未納となっている保護者の方には、就学援助制度の周知を図りまして、学校給食費の未納解消に努めておるところでございます。今後も引き続きの取り組みを行ってまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

それから、3番目の保護者に対して、安心、安全な食材の提供通知をしたのかのご質問でございますが、教育委員会は、中国天洋食品製冷凍ギョーザによる健康被害の報道がなされました1月31日の朝には、厚生労働省、茨城県の情報をもとに、健康被害の該当食品についての使用状況の調査の実施をしたところでございます。その結果、町立小中学校において該当食品の使用はございませんでした。

しかしながら、中国産品の冷凍食品につきましては、安全性が確認されるまで、当面の間、学校給食に使用しないことを決めておるところでございます。

なお、このことにつきましては、平成20年2月1日現在で、教育委員会から町内の小中学校長に対して通知をし、同日付で学校から保護者にお知らせを出しております。

今後とも、町内の学校給食の全調理場において、責任をもって食材を選定し、十分に安全を確認しながら、安心して安全な学校給食の運営に努めてまいりたいと思っておりますので、何とぞご理解をお願いしたいと思います。

4点目の給食費の値上げはあるかのご質問でございますが、現在、ほかの自治体においては、原油価格の高騰による小麦粉やその他の加工食品など食材の値上がりによりまして、給食費の値上げに踏み切るところが出てきております。4月以降も、チーズやみそ、しょうゆなど値上がりする食材がさらにふえると見られております。

現在、利根町におきましては、献立会議において、食材の選定などにできる限りの工夫をいただいておりますので、小学校で4,030円、中学校で4,600円の給食費については、当

面この金額を維持してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 水道課長飯塚正夫君。

〔水道課長飯塚正夫君登壇〕

水道課長（飯塚正夫君） それでは、今井議員の、水道事業についてお答えいたします。水道事業の中の、四季の丘の水道本管補修や点検した分の経費も開発業者に請求できるかとの質問でございますけれども、この開発負担金の契約をいたしました地区に対しましては、水道本管はまだ埋設されておりません。よって、メンテナンス費用がかかっておりませんので請求する必要はございません。

次に、2点目の、四季の丘の開発業者に残金の請求ができるか、反対に返金するのかとのご質問でございますけれども、今現在、競売されていたそうですけれども、買い手がつかなかったというふうなことでございまして、開発業者側の対応がまだ決まっておりません。よって、決まってから対応を検討するつもりでございます。

以上です。

議長（岩佐康三君） 今井利和君。

9番（今井利和君） では、2回目の質問をさせていただきます。

まず、国民健康保険料についてでございます。

保険料は、1世帯当たりの平等割、加入者1人当たりの均等割、前年度の所得に応じた所得割、固定資産税による資産割の組み合わせにより保険料の算出方法をとっていると思うが、所によっては、高齢者の負担が大きくなるケースがあるので、取手市、那珂市、鉾田市、ひたちなか市、笠間市、古河市など資産割による徴収を行っていない自治体数は約20%に達しているとのことですが、年金暮らしの高齢者の資産割について、取手市、那珂市などと同じように免除すべきと思うが、利根町ではどのような考えをもっているのか。

また医師不足による緊急患者の受け入れ体制が万全でなくなった病院がふえ続けています。医師不足解消のために、医療報酬が引き上げられ、保険料負担増になると思うが、どの程度になるのか。一つ、年金暮らしの高齢者の資産割について。二つ、医療報酬の引き上げに伴い保険料の増額はどのくらいになるのかお聞きします。担当課長お願いします。

二つ目、国民健康保険税滞納についてです。

国民健康保険税が高くなると説明を受けております。前年度まで会社に勤めていた人が、会社が突然倒産して、今年度分の所得がなく、保険料が払えなくなった人もいます。そのような突然収入がなくなった人たちへの保険料の免除、減免があるのかお聞きします。

保険料の支払い能力がありながら、国保の互助精神に欠け、保険料を払わない人がいると思います。保険料納付対策として、自治体によっては、徴収に対する研修を行っているところもあります。また、差し押さえ物品等を2カ所以上の自治体で競売にかけていると

の情報もあります。利根町では、徴収に対する研修や差し押さえに対する研修などを行っているのか、また、計画があるのかお聞きします。国保税の高額な未収金があるのも、職員と滞納者との距離が近く、滞納者に気兼ねして督促が生ぬるくなっている場合もあると思いますが、国保税が不公平にならぬように徴収に努めていただきたいと思います。

国民健康保険運営協議会では、5回の慎重審議を重ねて、保険税の値上げに踏み切らざるを得なかったと思います。5回の審議の中で、滞納者に対する徴収の方法なども話し合われたと思いますが、どのような徴収方法を話し合われたのかお聞きします。

国保運営協議会の委員の中に、国保や年金の滞納者で不適切な委員はいないと思うので、次の3点をお聞きします。

前年度収入があり、今年度収入がなくなった場合の保険料の免除、減免は。二つ目、徴収に対する研修や差し押さえに対する研修の実施は。三つ目、国保運営協議会の中での徴収方法の審議はあったのか、担当課長にお聞きをします。

次に、小中学校の給食費についてであります。

これからの利根町を背負う子供たちに、安心、安全なバランスのとれた健康な食事を提供して、勉強に励んでもらうために給食を行っています。給食費の未納者が出ないために、給食費の補助を考えているのかお聞きします。

大子町では、学校給食費を補助する制度を始めているといわれています。給食費は、2人目は半額、3人目は無料とし、子育て支援と少子化対策つながるとしております。そのほか、全国では、山口県和木町、東京都江戸川区、北海道三笠市、山梨県南アルプス市等で給食費の補助をしています。利根町でも、給食費の補助で少子化対策を行う計画があるのかお聞かせください。

次に、あめとむちのむちの方になるわけですが、水戸市教育委員会では、給食費の滞納を防ぐために、保護者に支払いを約束させる確約書の導入を決めたといわれております。学校給食費をおくれずに納入、おくれた場合は、誠意をもって未納金を納入、学校給食の提供を中止することについて異議ありませんと署名を求めたとされています。

私は、この確約書の中の、給食費の未納の場合に給食提供中止の部分は、よく検討する方がよいと思いますが、不公平をなくすためにも、いじめの対象にならないためにも、確約書は必要と思うが、教育長、担当課に、次の2点をどのように考えているかお聞きします。

学校給食費の補助について、確約書について、教育長、担当課、お願いします。

次に、町活性化と自治金融についてです。

自治金融について、他市町村の話聞いてみると、自治金融の利息の補てんをしているところがあると聞いております。商工業の発展は、町の発展につながります。利息の補てん、保証金の全額を町で負担し、町の活性化を図る考えはあるのか。利息の補てん、保証金について、担当課にお聞きします。

2 回目の質問を終わります。

議長（岩佐康三君） 町民生活課長高野光司君。

〔町民生活課長高野光司君登壇〕

町民生活課長（高野光司君） それでは、今井議員の質問にお答え申し上げます。

年金暮らしの高齢者の資産割についてということで、取手市とか那珂市とか、資産割は取っていないと、高齢者の負担を軽減するためだということでございますけれども。

資産割につきましては、今回条例の方で改正をしております。それで、取手市、近隣市町村の資産割の賦課状況は認識して協議会の中で協議したという経緯がございます。

確かに、所得割、資産割、均等割、平等割ということで、応能応益に従って50、50が適当だろうということです。そうはいても、土地からは生産性が見込めないということで、多くの自治体が、今まで取っていたのですけれども取らない方向、利根町におきましても、やはり年金暮らし、団地等々で、土地から所得は生まないということで、条例改正におきましても減っていると、減額の方で協議して、今回の議案の方に提出したということでございます。

また資産につきましては、先ほど町長が言いましたとおり、もともと自営業だとか、農業の方とか、低所得者の受け皿として国保税があるわけですので、安定的に財源確保する意味では、資産税という役割は当初あったのだろうということでございます。ですので、先ほど申し上げたとおり、そうはいても、年金暮らしの方にとって、ましてや団地で暮らしの人にとって、そのような資産を生めないということで、減っていくという形で町は考えております。

いきなり、物を取らないというわけにはなかなかいかないもので、では全体的に100とした場合に、その分は所得割の方に傾斜しますので、いきなり資産割をなくすというわけにはいかないだろうと思います。ただ、先ほど言いましたとおり、税率改正において資産割は減る方向で考えております。

次に、医療報酬費の引き上げによって保険料がふえるのじゃないかという質問でございますけれども。確かに、医者の方の医療費が若干病院等でふえているということは、県の方から聞いておりますけれども、薬剤の方が減額になるということで、全体では減るということを知っておりますので、直接医療費の方にかぶってくることはないだろうということでございます。

それにしても、もし医療費にかかったとしても、今回見直ししますので、また2年、3年先の見直しのときに医療費が落ちて保険料を徴収していくという形でございます。ただ、来年からそういう状況にならないという、今の状態が続けばという前提ですけれども、ならないと考えております。

前年度の収入があり、今年度の収入がなくなった場合、倒産した場合ということがありますが、所得税、地方県民税も同じような形で、前年度の課税によって賦課するわ

けてございますけれども、国民の義務として、前年度所得あった場合には、次の年に課税されるとというのはこれは義務ですので、そこら辺は、しっかりとして義務を果たすべきだろうと考えております。

その中で、減免制度というのが国保税の中に示されておまして、特別の事情がある場合はそこから、納税相談をして猶予する規定になってございます。ただ、おのおのの財産のあり方とか、家族の構成だとか、そういうのがありますので、実際本当に金がないのかというときには、一概に、去年が所得があったからことしがないから減免しますというわけにはいかない、それは資産の状況、家族の構成という形を考えて賦課するというところでございます。

徴収の研修等につきましては、税務課長の方からお答え申し上げます。

国保運営協議会の中で、滞納者に対する徴収方法の審議はあったのかということでございますけれども、国保審議会の中では、収納率の向上ということで、5回ほど、先ほどいわれたとおり国保審議会の中で協議をしてまいりました。その中で、やはり滞納のことが出まして、いかにして収納率を上げるかということを議論がありました。

確かに、我々賦課して保険税をやる場合には、特に納付の有効手段であるということで、資格証明の交付だとか、短期保険証の交付とか、そういうのが大変有効であろうということで、そのときに納税相談をして、分納でもいいですから払ってくださいということで窓口をお願いしているということでございます。

あと一つ、町長の方から抜けましたけれども、19年度の収納未済ということですが、国民健康保険税の滞納の状況ということでちょっとご説明申し上げますけれども、1月30日現在で、納期到来分といたしまして、未収入になっているのが約4,500万円ほどでございます。またこれから年度末にありますので、今現在では約4,500万円ほど調定額に対して未収入額があるという状況でございます。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 税務課長矢口 功君。

〔税務課長矢口 功君登壇〕

税務課長（矢口 功君） それでは、今井議員のご質問にお答えいたします。

ご承知のとおり、昨年平成18年度から、町の機構改革によりまして、国民健康保険税の収納業務、そちらにつきましては税務課の方で行ってございます。

国民健康保険につきましては、今、町長並びに担当課長が申しましたように、法改正によりまして、健康保険税滞納者に対しましての、短期保険証あるいは資格証明書の交付基準が改正されまして、特に被保険者へのそれぞれの交付ということで、医療にかかる部分を優先するところがありますので、いわゆる私ども税務課で扱っている本来の徴税とは制度的に違う部分があるわけですが、その辺も含めまして、収納業務の関係上、納税相談等やそういう保険証の交付につきましては、担当課であります町民生活課との連携を

とりながら実施しているというところでございます。

そうは言いましても、徴収方法につきましては、上位法となります地方税法の規定の  
とった取り扱いになりますから、隣戸訪問などを積極的に行いまして、滞納者との接触  
を積極的に図ることによりまして徴収に努めているところでございます。

ご質問の収納対策についての研修ということでございますけれども、担当課の国民健康  
保険担当の方でも、そういう研修はあるやに存じていますけれども、私どもの方の税務課  
の収納担当の方では、さらに専門的な研修といたしまして、茨城租税債権管理機構での各  
専門研修、これは新任あるいは中堅、ベテラン、いろいろなカリキュラムに応じた研修等  
を行ってございます。

また龍ヶ崎市の税務署の中に、龍ヶ崎地区税務協議会というものが組織されていまして、  
こちらでも徴収実務の研修会を実施していまして、それらにも参加してございます。

また、茨城県地方税務協議会稲敷支部という、これは稲敷県税事務所の中に、私ども収  
納対策関係の職員から構成している協議会がありますけれども、その中で、徴収実例とか、  
あるいは専門研修の内容を研修してございます。

今後も、専門的な知識を習得するために積極的に参加していきたいと、このように考え  
ております。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 教育長伊藤孝生君。

〔教育長伊藤孝生君登壇〕

教育長（伊藤孝生君） 私の方から、今井議員の質問にお答えしたいと思います。

最初に、学校給食費の補助についてでございますが、大子町の給食費補助のことが話ご  
ざいました。大子町においては、少子化対策の一環として、3人子供がいた場合には、1  
人が全額、2人が半額、3人目がただというようなことでやっておるということを知って  
おります。地元の高校に入学した場合には、それも3人目につけ加えるというふうなこ  
とも聞いております。

大子町については、非常に面積の広いところございまして、利根町とは比べものにな  
らないほどの広さでありまして、山間部の過疎化が進んで、数年前、五つの小学校が統合  
した、いわゆる大子小学校がございまして、本町では、これから統合を迎える布川小学校が  
ございまして、ちょうど学級数が同じ、人数が約50人ぐらい少ない、こちらの方が多いと  
いうような町でございます。

さて、少子化対策による学校給食のことについては、今後も、大子町それから周りの状  
況を見ていくこともこれも大切なのかなと思います。しかし、本町における現在の財政状  
況においては、難しいのではないかな、そのように考えておるところでございます。

次に、確約書の問題ですが、先ほど水戸市教育委員会の例が取り上げてございました。  
水戸市教育委員会では、来年度より実施ということございました。教育長、それから学

校長に、保護者より給食申し込みを行うというようなものでございます。

その文書を取り寄せて、以前見たことがあるのですが、給食費のみ保護者が負担し、施設設備費、光熱水費、人件費などの経費は、水戸市が負担するというふうになっております。これは利根町でも同じこととございます。すべての児童生徒に給食を提供しているということは、これは利根町でも同じでございます。そして、そのような状況で、保護者に納入を約束させるというような文になっております。

その中で、滞納の状況によっては、特別な事情がない限り、水戸市が学校給食の提供を中止することについて異議がありませんというようなことを約束させて、署名捺印させて、学校に、教育長に提出するというようなものでございます。

それから、この近辺では、稲敷市についても、やはり同じようなことを考えておるようです。

教育長が、学校に対して、未納問題について、各学校に合った文章内容で対応しなさいというような指導がなされていまして、学校では、いわゆる学校給食法というのがあります。学校給食法第6条の2、経費の負担と、これを取り上げまして、学校給食施設の設置運営に関する経費以外の経費は、学校給食を受ける児童または保護者の負担とするというような給食法があります。これを掲げて、保護者にご理解をいただくようになっております。各学校長に対して、納入を確約させる文に保護者氏名印をいただくものと、このような形で、平成20年度から実施するというようなことを聞いております。

宇都宮市の教育委員会に至っては、連帯保証人つきの確約書の提出を求めて書類を配布したというように聞いております。

大変各地でこの滞納問題が大きくなっておりまして、先ほど県議会の一般質問の中でもこの問題が取り上げられました。橋本知事からは、学校給食費の申し込みの提出を求める自治体が出てきているが、義務教育にはそぐわないのではないのか、このようなことを申していますし、また、稲葉県教育長からは、一部の市町村で行われている申込書は、支払い能力がありながら給食費を納めない保護者に理解と協力を求めるための方策と認識している、こういった報道が、おとといありました。

さて、利根町においてですが、保護者への未納の解消には、先ほどから何回も申し上げているように、個人的にもお願いし、場合によっては、教育委員会職員、そして学校の教頭と一緒に家庭を訪問して、解消に努めておるところでございます。

基本的には、確約書はなくても、就学援助費をいただいているご家庭については、そこで就学援助費に給食費も含まれていますので、基本的には未納はいないとは思っています。ただ、問題は、水戸市の教育委員会のところにもありましたとおり、特別な事情がない限り、とありますとおり、特別な事情と、これが難しいのでございます。これを知るためには、深く家庭の状況に立ち入ることになります。本当にごく一部の家庭ではありますが、家庭訪問しても、必ず払いますからとか、支払うから家庭訪問には来ないでくれるか、な

んでいうふうなことで返事が返ってきております。なぜ払えないのか、そこまで入りますと非常に家庭によってもいろいろな事情があります。プライバシーの侵害にもなりますので、我々としては信頼して待たなければならないというような事情もございます。

ただ、去年は、統合前の利根中、新館中の3年生の保護者では、未納がなかったというふうに聞いておりますので、今年度末までには、この未納者をなくなるように、今後ともご理解をいただいて、家庭訪問等による催促もしながら、未納の解消に努めていきたいと考えております。どうかご理解のほどお願いしたいと思います。

それから最後に、一言ちょっと気になったことが、いじめの対象になるというような話がちょっとあったと思うのですが、今までこういった給食費未納についていじめがあったというような報告は聞いたことはございません。未納者の児童生徒については、口座引き落としになっていますので、児童生徒にはわからないようになっていきますので、これについてのいじめはないのではないかなというように考えております。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 経済課長石塚 稔君。

〔経済課長石塚 稔君登壇〕

経済課長（石塚 稔君） ご質問の自治金融等につきましての利息の補てんでございますが、現在のところ予定しておりません。そのほか、信用保証の対価として、保証協会の方で、利用者に対しまして保証金の方を取っております、これは1%でございますが。そちらに対しまして、町としては信用保証の補給を実施しております。こちらの金額が19年度で、今現在ですと329万円ほどしている状況でございます。

そのほか、利用者の方で事故がありまして弁済というようなことになった場合に、寄託金ということで、信用保証協会の方に町からお金を預けておくわけでございますが、今年度は当初予算で70万円を予定しておりまして、今議会の初日に29万円の補正ご承認いただきましたが、99万円を予定しております。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 今井利和君。

9番（今井利和君） 3回目の質問に入ります。国民保険料についてです。

いろいろな答弁をいただきまして本当にありがとうございます。今政府の方では、少子高齢化で増大が避けられない医療や介護費用を削減するのは限界にきているという認識ができております。社会保障費を見直そうとする動きがあります。2,200億円圧縮ということなのですが、そのような中、インフルエンザやはしかが大流行の兆しがあります。医療費がふえ続けると基金を取り崩すこととなります。そのときの対応も含めて、保険料の増加、安心して医療を受けていくのには、保険料の高騰もやむを得ない状況にあることがわかりました。国民健康保険では、病気にかからないための予防にどのようなことをしているのか、担当課にお聞きして質問を終わります。

議長（岩佐康三君） 町民生活課長高野光司君。

〔町民生活課長高野光司君登壇〕

町民生活課長（高野光司君） それでは、今井議員の質問にお答え申し上げます。

医療費の抑制ということでございますけれども、今町では、保健事業の推進ということで、国民健康保険の特別会計におきましても、特定健診の診査並びに特定健診の指導を実施ということで、国保の被保険者40歳から75歳未満の方を対象に特定健診をやるということでございます。これにつきましても、利根町保健福祉センター、平成20年度から新しくなります保健センターの中で実施するというところでございます。

また、後期高齢者の健康診断の実施、75歳以上の方、また各種がん検診、乳幼児の健康診断、相談、予防接種、各種相談等々の事業がありまして、この予算につきましては、先ほど言いました利根町の保健福祉センターの方で事業を行っておりますので、多くの皆様の健診を受けられるよう、センターを中心にやっていくということでございます。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 今井利和君の質問が終わりました。

---

議長（岩佐康三君） 日程第2、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

あす3月11日は議案調査のため休会にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。したがって、あす3月11日は議案調査のため休会とすることに決定いたしました。

---

議長（岩佐康三君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

次回3月12日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。大変ご苦労さまでした。

午後3時45分散会